

平成26年第2回紀の川市議会定例会 第3日

平成26年6月11日（水曜日）

開 議 午前 9時29分

散 会 午後 2時27分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	9番 榎本喜之	10番 坂本康隆
12番 村垣正造	13番 竹村広明	14番 杉原勲
15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 森田幾久	22番 高田英亮	

○欠席議員（2名）

8番 中村真紀
11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高田英亮君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、2番 太田加寿也君の一般質問を許可します。

はじめに、紀の川市「2040年消滅可能性都市」に入っているが、紀の川市として今後の取り組みについての質問をどうぞ。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

今、議長から一般質問の許可を得ましたので、発言させていただきます。

まず最初、消滅可能性都市という中に紀の川市も入っていたという、僕自身が驚いたという部分もあるんですが、そのことから話を始めさせていただきたいと思います。

今、日本全国のほとんどの市町村が、少子化問題、人口減少問題突きつけられて、その対策に追われています。紀の川市も合併後8年余りを経過して、この26年3月末で、当初の推計人口に対して4,000人以上の減少となっており、なおその傾向が続いています。このまま減少が続くとすれば、減少を全体として今後の市政の見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。

このことについては、川原議員をはじめ多くの議員から発言されてきていますが、いよいよ差し迫った課題となってきています。このことについて、市としてどう捉え、具体的にどう取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、京奈和道が開通し、紀の川市に今発展のチャンスが見えています。その半面、国道24号線の交通量が激減し、車の流れはスムーズになりましたが、反動として国道沿いの商工業が衰退するとともに、住民の生活にかかわる利便性が失われることで、さらに人口減少が進むのではないかと心配されます。このことへの対応も必要になってきます。京奈和道の開通によって、遠方へのアクセスが便利になった一方で、車も人も紀の川市を素通りしていく結果になってはいけないと考えます。

その解決のためには、インターチェンジ周辺やアクセス道路周辺の早急な開発が必要ではないか。車や人が紀の川市内に立ち寄ってくれる、または働いてくれる商業施設や休憩所が必要ではないかと考えます。今は、コンビニエンスストアぐらいしか施設がありません

ん。農地法改正による縛りは大変厳しいですが、何とかよい方法を考えていただきたい。

また、今の紀の川市には、若者が希望する雇用が余りありません。さらに、若者が安心して生活し子育てできる住宅環境や保育施設なども必要になってきます。商業施設や企業の誘致、また新しく起業するチャンスを与えることが、若者たちの雇用を生み出してくると思います。このことについて、市としてどう取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、「道の駅」のような施設によって、紀の川市の魅力を他方面にPRすることです。

紀の川市には、全国に自慢できるものがたくさんあります。桃、イチゴなどの果物やたくさんの農産物、また加工品、粉河寺や清州の里をはじめとするたくさんの歴史的文化財、めっけもん広場や物産センターなどなど、観光面でも、物産品でも、どこにも負けないはずです。

きょうの朝刊に、すさみ町が、来年9月に新しく「道の駅」をつくり、地域振興に役立てようとしていることが大きく掲載されています。海南から貴志川町、桃山町を通る国道424号線は空白地帯です。先手を打って宣伝塔となる施設が必要です。インターネットを含めて、紀の川市をあらゆる面でPRする場所です。先ごろ、九度山町には、「柿の郷くどやま」という「道の駅」ができ、京奈和道からは遠く不便であるにもかかわらず、たくさんの人が集まってきています。

紀の川市にも、独自の特徴を持った新しいPRの施設が必要と考えています。先手を打っていかなければなりません。ちょっと前のはやり言葉で言えば、「やるなら今でしょ、それとも何もしない」、このことについて、市としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） おはようございます。

それでは、ただいまの太田議員の御質問、紀の川市も「2040年消滅可能性都市」に入っているが、紀の川市として今後の取り組みについて。

この1点目の合併後の推計人口に対し、もう既に4,000人も減少してるやないかと、これをどう捉え、どう取り組むのかという御質問に対して、お答えいたします。

議員、お説のように、本年5月8日付で、産業界労使や学識者など有志が立ち上げた日本創成会議が、26年後の2040年の人口推計を発表し、紀の川市を含む和歌山県内市町村の7割を超える23の市町村が、2010年現在の20歳から39歳の女性の人口が、2040年には50%以上減少する「消滅可能性自治体」に達するとされる報道は、行政事務に携わる私たちにとって、まさに危機感を再認識させられる内容でございました。

「第1次長期総合計画」では、10年後、平成29年度の人口を6万6,172人と推計し、国全体の人口減少が進む中で、本市の人口減少に歯どめをかけることは難しい状況

にはありますが、目指す将来人口は策定時の人口とほぼ同じ7万人と設定し、「いきいきと力を合わせたまちづくりにあふれる紀の川市」実現を目指し、さまざまな事業を展開しております。

しかしながら、紀の川市の人口は、他の地方都市の例に漏れず、毎年500人以上減少が続いている状況で、本年3月末現在の人口は6万6,251人と、合併時と比べて約4,200人減少し、長期計画の推計人口に4年早く達し、その状況は、年少人口は約1,900人の減、生産年齢人口で約4,800人の減、それに対して、65歳以上の高齢人口は約2,500人増加し、まさに少子高齢化が進行している状況です。

紀の川市の人口減少の要因は、一つは、自然減で、昨年度で出生者は405人と、年々減少する傾向にある一方、死亡者は853人と、逆に増加傾向にあります。差し引き、昨年度の自然増減は448人となり、市全体の人口減少の約73%になってございます。社会減も要因の一つで、徐々に減少幅は少なくなっていますが、昨年度は169人減で、県内、他市町村との転出入差は、昨年度で転入が転出を若干上回り、いい兆しが見えているものの、依然県外、国外との転出入差は、就学先、就職の場の少なさが影響し、転出が転入を上回っている状況でございます。

また、旧町別に見ますと、合併時と本年3月末の比較で、旧打田町域は約500人の増加となっておりますが、その他は粉河町域が約2,200人、那賀町域と貴志川町域がおのおの約1,000人、そして桃山町域が約400人のそれぞれ減となっております。粉河、那賀につきましては、早くに利便性の高い鉄道駅、国道付近に家屋が密集し、また宅地開発が進んでいないこと。また、もともとの高齢者比率の高さが影響していると思われませんが、全体の人口減少の約76%を占めている状況でございます。

一方、旧打田町域につきましては、平野部が広く、主要道路、鉄道駅周辺に開発可能な土地が多くあることから、和歌山市郊外、岩出市と開発が進んでいる流れの中で、徐々に住宅開発が進み、また市の中心部であること等から、人口減少の中でも唯一増加傾向を示しているところでございます。

このような状況の中、人口減少がもたらす負の影響をできる限り回避し、人口減少速度をおくらせることで得るメリットが大きいことから、平成22年度に「人口7万人復活大作戦」と銘打って人口増加対策プランを策定し、課題の整理をし、その対策を取りまとめ、人口対策には自然減対策と社会減対策の両面で実施しなければならない。定住人口だけではなく、交流人口もふやす施策、少子化と高齢化は表裏一体の問題であり、子育て支援に合わせて高齢者の生活支援策も充実しなければならない。若い人たちが住みたいと思える教育・子育て・住宅環境などの整備が必要ということで、人口対策に特化した事業を積極的に実施しているところでございます。

また、現実を受けとめ、さらに危機感を持って人口減少を前提として、それに合わせた仕組みづくりに変えていくのも行政の役割と認識してございます。市民と行政の協働の仕組みづくり、NPO、ボランティア等市民活動の支援・育成、行政評価の浸透等による行

政改革の着実な推進と効率的、効果的な健全な行財政運営などをさらに推進していかなくてはならないと考えてございます。

しかし、魅力ある事業を実施・推進しても、知ってもらわなければ、当然紀の川市の魅力にはなり得ません。実施しています諸施策とあわせ、紀の川市のすばらしい自然、景観などによる住みよさ、また特に果樹の宝庫であることから、それら特産物の情報を積極的にPRして、宝のも持ち腐れにならないように、少しでも多くの方に知ってもらい、住み続けたい、紀の川市へ行ってみたい、また住んでみたいというイメージを持ってもらうことが非常に重要であります。

今、貴志川電鉄のたま駅長が、国内外で脚光を浴びておりますが、全国的に紀の川市というブランドの知名度は、いまだかなり低いと感じてございます。テレビ、ラジオ等のメディア、普及が著しいインターネットは確実に強力な武器でございます。毎年、市長みずから特産物の実りの時期にトップセールスを実施し、紀の川市を全国に発信してございます。

さらに、昨年度にリニューアルしたホームページやフェイスブックなどを最大限に利用し、積極的に情報提供や各種イベント等紀の川市の魅力を発信し、ブランド力を高めていかななくてはなりません。

最後に、職員一人一人が紀の川市のセールスマンであるという認識を高め、その推進体制づくりを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

京奈和自動車道インターチェンジ周辺やアクセス道路周辺などへの商業施設や住宅などの開発計画はどうなっているのかという質問について、御答弁申し上げます。

人口減少の抑制や活性化を促す対策としては、優良な開発を誘導するような施策が有効と考えてございます。本市では、平成21年3月に、紀の川市長期総合計画を上位計画とした「紀の川市都市計画マスタープラン」を策定し、土地利用に関する方針の中で、主要な用途の配置の方針として、「商業地や住宅地、もしくは工業地」や「用途地域及び特定用途制限地域の指定の検討」を進めるとしてございます。

また、本年3月30日に、京奈和自動車道紀北東道路が供用開始され、国道24号の交通量が5割程度減少するなど、周辺道路の交通形態が大きく変化してございます。

また、インターチェンジのアクセス道路であります県道泉佐野打田線は、平成25年10月に国道24号から紀の川インターチェンジまでの間が4車線に都市計画の変更が決定してございます。さらには、紀の川インターチェンジから泉佐野市の「上之郷」までの高規格道路計画につきましても、関係機関に対し強く要望しているところでございます。

本市といたしましても、こういった状況をしっかりと捉え、将来を見据えながら秩序のとれた土地利用を推進すべく関係機関等々と連携や調整を図りながら調査研究を進めてい

るところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、「道の駅」の概要について、御説明申し上げます。

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的として、市町村長から国土交通省に申請し、登録を行うとされています。

「道の駅」登録には、三つの機能が必要となります。まず、道路の沿線に駐車場やトイレなどの「休憩機能」、次に、道路情報や地域に関する情報を発信する「情報発信機能」、そして交流を促進する「地域の連携機能」が備わっていることが必要となります。

具体的には、「個性豊かな地域のにぎわいある空間」となるように、基本施設として概ね20台以上の自動車駐車場と、概ね10器以上の水洗トイレが24時間無料で利用できること及び場内歩行経路がバリアフリー化されており、案内サービス施設には、原則案内員の配置が必要などの要件のほか、快適に利用いただくための維持管理が必要不可欠となります。

また、「道の駅」の設置間隔につきましては、原則10キロメートル以上とされていますが、10キロメートル未満の場合には、隣接する「道の駅」に対して、当該施設を設置する意義や運営方針の違いや独自性など、特徴の違いによるすみ分け、交通量の状況、地域の実情などが総合的に判断されることとなります。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

太田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

平成26年3月30日に、待望でございました京奈和自動車道の紀北東道路が開通いたしました。この道路は、地域の産業振興を図る上で大きな起爆剤になるものと考えてございますが、議員もおっしゃられたとおり、半面、旧粉河町から旧那賀町にかけての国道24号沿いの商業施設にとっては、交通量の減によりお客様が減少してございます。加えて、4月の消費税引き上げや原材料価格の高騰など、市としましても商工業環境の悪化を大変危惧しているところでございます。

紀の川市の商工業者は、小規模事業者がほとんどであり、経営の安定化を図るために紀の川市の2商工会が経営指導や助言など、細かな対応をしていただいております。市といたしましても、商工会の経営支援機能の充実と組織強化の取り組みをしっかりとサポートしてまいりたいと考えてございます。

また、本年度は地域経済活性化対策として、即効性のあるプレミアム商品券補助事業を拡充したところでございます。この商品券は、市民に定着し、人気も高く、地域経済の潤滑油的な要素もございますので、財政的に厳しい状況でございますが、今後も予算確保に努めてまいりたいと考えてございます。

さらに、今後も両商工会と綿密な連携をとりながら、紀の川市の商工業が衰退しないよう地域の活性化に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、「道の駅」の設置につきましては、建設部長からその概要について答弁をさせていただきますが、「道の駅」を設置することにより、道路情報、地域の観光情報などの提供に加え、設置施設の内容によっては農業や雇用面などを活性化させる地域振興施設として、また都市住民との交流を進める施設として、さらに防災拠点施設等にも活用できるなど、多くの利点がございます。半面、建設部長も申し上げましたが、常に利用者の立場で快適に利用できる環境の維持が必要であり、維持管理をしっかりとしなければ機能が発揮できないという課題もございます。

また、設置者は、市町村、または公的な団体となっており、整備においてもある程度の補助金を見込むことは可能でございますが、後年度の維持管理経費なども含め、多額の財政負担も覚悟せねばなりません。

「道の駅」は、近年、都市近郊で開設が進んでおります。多くのところは、地元野菜の直売所として、また手軽な行楽先としての人気が高いようでございますが、本市では多くの直売所も存在する中で、設置となればJAの経営方針を含めた意向や他施設との競合といった地元調整も必要でございます。

現在、JA紀の里では、めっけもん広場が都市と農村の交流拠点としての役割をより一層発揮することを目的に、「都市と農村の交流拠点構想研究会」を立ち上げて、調査・研究を行っておると聞いてございます。

市におきましても、平成26年度から3カ年事業として、「紀の川市観光ファン拡大事業」を実施します。この事業は、本市の代表資源であるフルーツと魅力ある多くの観光資源や地域の人々をうまく結びつけることで、観光地をめぐる仕掛けづくりと紀の川市のファンづくりを行うものでございます。京奈和自動車道の利用者をめっけもん広場や市内に点在する観光施設に誘導する案内板の設置も必要です。こうしたことも含め、より多くの観光客が紀の川市で満足していただける観光振興施策を講じていきたいと考えてございます。

「道の駅」の設置は、本市のあらゆる産業や観光への大きなインパクトになると認識してございます。そのためにも、近隣の施設の運営状況などの調査・研究に今後取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 各部長さんのほうから、報告ありがとうございます。

「道の駅」について、いろいろ課題等を聞かせていただきましたが、紀の川市は先ほども申し上げましたように、物産、それから歴史的な文化財等、宣伝できるものはいっぱいあると思うんです。ただ、それぞれのその宣伝できるものが、ほとんどがメイン道路に面しない、少し離れたところにあると。先ほども、案内板の拡充というお話も聞かせていただいたんですが、さらに「道の駅」のような紀の川市全体の観光名所、あるいは物産を案

内する、紀の川市全体を案内する総合的な案内所として、非常に財政的には苦しい部分等あると思うんですが、紀の川市全体をPRできる、そういうポイントとして何とかつくっていけないものか。

他の和歌山県の市町村でも、同じように活性化のために頑張っていると思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思うんです。このことについて、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） ただいま太田議員さんのほうから、看板等も含めまして、うまく観光施設を紹介するというような御質問をいただきました。

本市の観光施設というには、それぞれ場所等が点在してございます。その点在している施設をうまく結びつけていくといった取り組みが、本当に重要な問題かなというふうに思います。

そうしたことで、先ほども御答弁させていただきましたが、フルーツ、柿であったり桃であったりという資源というものをしっかり活用しまして、そういった新たな観光施設へうまく誘導できるような取り組みを今後も進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

次に、紀の川市の未来を支える子どもや若者を育てる教育環境の整備についての質問をどうぞ。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

ちょっと順序が逆になるんですが、先に子どもたちの教育環境について質問させていただきます。

質問1でも少し述べましたが、紀の川市の未来は、紀の川市に住む子どもたち、若者たちにかかっています。子どもたちが成長したとき、「紀の川市ってこんないいまちなんだ」と大いにPRしてくれ、そして紀の川市に住みたい、紀の川市に住んでよかったと考えてくれるような教育を今必要としています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く現実には、大変厳しい状況です。いじめの問題をはじめ、新聞・テレビで報道される子どもにかかわる事件は後を絶ちません。保・幼・小・中を問わず、学校現場にはこのような大きなプレッシャーが、先生にも子どもたちにも降りかかってきています。

安定した学級経営を進めるには、教職員の充実や地域の人たちの協力、外部人材活用なども必要です。また、学級の定員を引き下げることによって、一人一人の子どもにじっくりとかわっていける時間的な余裕を生み出すことが必要と考えています。今、先生と保護者、

地域の人たちによる子育てのチームワークを育てていくことが必要と考えています。そのためには、保護者、子ども、地域の人たちと教師の間に強い信頼関係を築いていかねばなりません。

しかしながら、信頼関係の構築には、時間がかかります。昔から、「石の上にも三年」と言います。少なくとも3年以上、ゆっくりと時間をかけて教師、保護者、地域の人たちとの間に信頼関係を築き、子どもたちを守り育てる教育環境づくりが必要です。子どもたちは、常に大人の行動や言動を観察しています「親の背を見て子は育つ」ということわざがあります。大人同士にしっかりとしたチームワークが備わってくれば、子どもたちは安心し、心が安定してしっかりと成長します。心に余裕ができてこそ、学習意欲が沸き、やる気が生まれ、学力向上につながります。やる気こそ、今必要です。

続いて、学校施設の整備についてです。

小・中学校の改築や耐震補強は、ほぼ完了してきていますが、耐震補強を済ませただけの古い校舎の施設、設備は改善されているでしょうか。例えば、洗面所やトイレの補修、廊下や手すり、運動施設や遊具の修復及び安全対策などです。

ある学校では、予算がないとしてトイレがいつまでも修理されず、使えなくなって、生徒が他の学年のトイレを借りに行かなくてはならないとも聞いています。トイレは、毎日の学校生活に不可欠であるばかりか、ともすれば子どもたちのいじめの発端にもなり得る場所です。古い校舎でも、新しいきれいなトイレは人の心を安心させてくれます。

また、古くなってさびが出た遊具など、最近では危険として撤去される場合がふえていますが、子どもたちの成長にとっては大切なものです。整備や修復はどうなっていますか。

もう一つは、授業に必要な消耗品や保健室の医療用品などの充実です。猛暑による熱中症対策や子どもたちの日々のけがなどの手当は必須です。学校で不足したときに、他の学校間で物々交換するときさえあると聞きます。予算がなくなったから、もう買えないというのでは、子どもたちの命は守れません。

これらのことについて、市としてどのように考え、どう取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、太田議員の御質問に対しまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まずはじめに、御質問のありました子どもたちの教育環境についてという点でございます。

先ほども御質問のありました教職員等の充実につきましては、紀の川市では子ども一人一人を大切に教育を行うため、教職員の定数以外にも県教委から加配教員の配置をいただいているとともに、紀の川市でも20名の臨時職員の介助員を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細やかな指導の手助けをしてございます。

また、県教委が推進してございます教育コミュニティも、現在桃山地域で小・中学校のほうで展開をしてございますが、学校の要望に応じて図書室の本の整理や読み聞かせをするボランティアや家庭科の調理実習、またミシンの指導の補助、中学校での補習授業への補助等、ボランティアの方のお力をおかりしてございます。地域の方々が学校に入ること、地域とのつながりもふえ、子どもたちの地域への意識も高まっております。こういう経験を経ることで、紀の川市を誇りに思う子どもたちがふえると考えてございます。本年度につきましては、那賀地域でもこの教育コミュニティを展開し、学校支援で体制の構築のため準備を進めているところでございます。

続きまして、2点目の学校施設の整備についてでございます。

議員も御質問の中にありましたように、紀の川市では、現在子どもたちの大切な命を守るため、耐震改修事業を最優先で進めてございます。耐震改修事業につきましては、その進捗は、平成26年度末で小・中学校とも概ね96%に達します。また、平成27年度で100%の完成を目指してございます。今後は、災害時に児童・生徒並びに地域の皆様の避難所となる体育館のつり天井の撤去など、非構造部材の耐震化に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、議員の御質問のありましたトイレの改修、遊具の整備・保守、それから消耗品等々の充実でございますが、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、現在教育部では予算を有効かつ効果的に活用し、施設整備、また消耗品等の予算を配置しているところでございますが、何分要望も多いところから学校現場に出向きまして、緊急性の高いところから修繕に取りかかっております。

また、トイレにつきましても、洋式化を現在積極的に進めているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 学校施設のことでは回答をいただいたのですが、実際に僕自身が聞いたところでも、耐震補強についてはどんどん進んで、それはいいんですけども、校舎自身が非常に古くなっている、修理箇所を必要とするところがたくさんある、廊下や教室の床等も非常に消耗してきている。先ほど言わせていただいたように、トイレ等は本当に毎日の生活に不可欠で、急いで修理していただきたい。

要望を何度もしているのに、予算がもうなくなったからできないという、そういう状況が見られます。子どもたちのために、そういうところについては予算がなくなったというのではなく、紀の川市の未来を支えていく子どもたちのために何とか予算を工面していただきたい、そのように強く考えています。最初にも言わせていただきましたが、紀の川市の今後を支えてもらう子どもたち、若い人たちにできる限り紀の川市に残ってくれるような、喜んでくれるような、そういう取り組みをぜひ続けていただきたいと思っています。

このことについて、よろしくをお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（自席） ただいまの再質問に対して、お答えしたいと思います。

廊下の床の消耗、それからトイレの改修等必要な修繕等は、先ほども申し上げましたように、学校現場へ出向き、逐次調査もしておりますし、確認もしているところでございます。限られた予算の中で、緊急性の高いところから現在整備を進めているところでございまして、将来ある子どもたちのために一日も早く改修していくというのは、教育委員会も認識しているところではございますが、限られた予算の中で現在緊急性の高いところから行っております。

なお、今後とも予算確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔太田議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、5番 仲谷妙子君の一般質問を許可します。

仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 皆様、改めまして、おはようございます。5番 仲谷です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、第1回目の質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化が進み、異常気象により集中豪雨、ゲリラ豪雨などというのですか、日本中が異常な状態に陥っています。紀の川市内も水害が3年前、昨年と2回の被害がありました。また、ことしはその季節に入るところでございます。とりわけ、貴志川町と桃山町に集中し、紀の川市が取り組んでいる安心・安全な住みやすいまちづくりにはほど遠い不安が残っているようでございます。

紀の川市におきまして、このことについてどのような対策を考えているのか、どのように対処していくのか、お考えを聞きたく思っております。これにつきまして、私は水害対策についてを質問させていただきたいと思っております。

はじめに、紀の川市水害対策の現状について。はじめに、桃山町、貴志川町の樋門・樋管の状況について。

2番目に、排水機場の能力などについて。

3番、最近の水害の状況と、その対応について。

その次に、桃山町、貴志川町について、排水機場の今後の計画について。1番、排水機

場の設置計画がありますか。2番、排水機場全般のメンテナンスはどうなっていますか。済みません。よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、仲谷議員の水害対策についての御質問に、まず総務部からお答えをさせていただきます。

まず、紀の川市内に樋門の設置状況ですが、国土交通省管理樋門は、紀の川流域で23樋門、貴志川流域で7樋門、計30樋門ございます。市管理樋門は、紀の川流域で2樋門、貴志川流域で1樋門、拓榴川流域で2樋門、丸田川流域で2樋門、名手川流域で1樋門、竜門川流域で1樋門、計9樋門がございます。

次に、樋門の管理状況ですが、国土交通省管理樋門につきましては、市が国から委託を受けまして、また市管理樋門については、市が直接2名ないし3名の操作員に管理を委託してございます。

続きまして、排水機場の能力等についてお答えをいたします。

紀の川市内の排水機場については、桃山管内に4カ所、那賀管内に3カ所設置してございます。那賀管内の藤崎排水機場は毎秒1トン、後田排水機場は毎秒0.2トン、西脇排水機場は毎秒1トン、桃山管内の妙見排水機場については、毎秒3トン、高嶋排水機場は毎秒1トン、後島排水機場は毎秒3トン、宮ノ前排水機場は毎秒4トンの排水能力を備えております。操作につきましては、地元消防団に委託をしてございます。

続きまして、直近の水害の状況とその対応について、お答えをさせていただきます。

昨年、平成25年9月15日から9月16日にかけて、台風18号の影響で紀の川市内で水害が発生してございます。住宅被害については、桃山管内において床上浸水20戸、道路冠水が市道で14件、県道で7件、倒木が9件、冠水による農産物の被害が196.1ヘクタール、ビニールハウスが114棟、ブロイラー被害7,000羽などとなっております。

その対応といたしまして、16日の午前1時30分に、桃山町調月中部 神田、元地区に、また午前4時30分に、貴志川丸栖北、丸栖東地区に避難準備情報を発令して自主避難の呼びかけを行い、午前6時30分に、調月中部、丸栖北、丸栖東地区に避難勧告を発令し、避難所を開設し、避難者は28世帯、47名でありました。

また、住宅や道路の冠水を防ぐため、桃山方面隊車両12台、団員50名、貴志川方面隊車両20台、団員180名、紀の川市排水ポンプ隊車両2台、21名、和歌山県排水ポンプ車1台、国土交通省排水ポンプ車1台で、排水作業を行いました。

また、樋門操作のため出動した箇所は、国土交通省管理樋門が26樋門、市管理樋門が5樋門、排水機場が7樋門でございました。

続いて、排水機場のメンテナンスについてお答えをいたします。

7カ所全ての排水機場について、専門の業者と委託業者を締結し、年1回出水期前に保

守点検をしてございます。点検時に不具合が発見した場合、速やかに修繕をしております。本年度も5月に既に保守点検を終えております。

また、排水機場の操作は、地元消防団に委託をしてございますが、月2回稼働点検など施設の管理もあわせてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、私のほうから、仲谷議員の排水機場の設置計画についての御質問に答弁をさせていただきます。

和歌山市から岩出市、紀の川市に及ぶ和歌山平野地区においては、土地利用の変化に起因する農業用排水施設の排水機能低下により、平成23年の紀伊半島大水害の際には、貴志川水系におきまして、また昨年9月の台風18号でも紀の川右岸地域、貴志川流域において湛水被害が発生するなど、農地の溢水・湛水が頻発しております。

こうした状況を受け、平成23年度に関係3市、関係土地改良区及び県で「国営総合農地防災事業和歌山平野地区事業推進協議会」を立ち上げ、早期事業着手に向けた調査や検討の推進を国に強く働きかけるとともに、都市部局である河川担当部署との連携を図るため、「紀の川中・下流域排水対策協議会」も組織し、事業の情報交換と意思疎通に努めておるところでございます。

現在、国営総合農地防災事業は、本年度から平成40年度までの15年の事業工期で実施していく予定であり、緊急性の高い箇所より順次施工していくこととなっております。この事業の中で、貴志川右岸側は、高嶋排水機場と東貴志排水機場が増設されることとなっており、貴志川左岸につきましては、県が実施する附帯工事において、丸栖排水機場及び中貴志排水機場が新たに設置される計画となっております。

また、旧町から懸案でありました安楽川井土地改良区受益地においても、平成26年度に完成いたします県営畑地帯総合整備事業で、山地排水の一定の軽減が図られるとともに、この国営事業でさらに排水路の整備を実施していくという計画となっておりますので、被害の大きな軽減が図られるものと考えてございます。

議員におかれましては、事業がスムーズに着手できますよう、地元地域との調整等に御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 今、お答え願った中で、新しく排水機場の設備がでるとお聞きしましたんですけども、それに対して今の既に排水機場はちょっと小さいということで、排水が足らんということなんで、新しくつける場合には、もう少し排水の基準ができますよう、それが一つお願いしたいと思います。

それと、メンテナンスの件ですけども、京奈和の開通、また国体の開会に伴い、県内外

からのお客様がふえると思います。それで、排水機場の外観のさびがひどい、入り口のほうの草も生えてる、そういうメンテナンスはどうなっているんですか。

以上でございます。お答え願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、市内排水機については、古いもので昭和55年度、あるいは昭和56年度に設置をして、既に30年を経過している施設もございます。施設の外観、塗装の劣化などが目立っておりますので、今後排水機場としての機能を維持していくための計画的な整備を優先しつつ、外観の整備についても検討していきたいと、このように考えております。

また、排水機場等の周辺に草等が生えていることという御指摘でございますが、管理については消防団員の方が管理しておりますので、その旨についても十分適正な管理をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 仲谷議員の再質問にお答えをいたします。

現在、国営総合農地防災事業における国の排水機場の設計の考え方につきましては、10年に1回程度発生する雨の規模、言いかえますと、3日連続量254ミリ、最大ピーク時間雨量41ミリに対応するもので、かつ標準許容湛水深30センチ、24時間以内に農地にたまってございます雨水を排水することで計画がなされてございます。

四つの排水機場の設置も、こうした考えのもと新增設されるということで御理解いただくとともに、現実問題といたしまして、1時間雨量100ミリというようなゲリラ豪雨に対しましては、今の計画では難しいということもお含みいただきたいと思っております。

しかしながら、詳細設計から実施に至るまでの間には、地元の御要望も十分お聞きした上で事業着手になります。市といたしましても、地元の意向を最大限尊重しつつ、事業実施主体となる国、県に申し添えをしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 紀の川と貴志川の水位が高くなったときに、根本的な紀の川の水害対策はどうなってるんですか。建設部長にお願いします。

それと、その後、市長に全般的な御意見をお願いしたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 紀の川と貴志川の水位が高くなったとき、根本的な

紀の川の水害対策をどうするのかという御質問に対し、御答弁申し上げます。

豪雨時による紀の川及び貴志川の水位上昇を根本的に抑制させるためには、既に紀の川上流の大滝ダム等による洪水調節を実施している現状にあって、何よりも流域能力を高める方策が必要不可欠でございます。

そのため、貴志川合流付近から船戸地区にかけた、いわゆる岩出狭窄部対策として、岩出井堰の改修が根源的な問題かつ最大の課題として、合併以来、中村市長が強く提唱し、要望を行ってきたところでございます。

また、国交省近畿地方整備局が、平成24年12月に策定いたしました「紀の川水系河川整備計画」では、狭窄部に設置された「堰や堰上流の土砂堆積等による流下能力の不足を解消するため」、堰の施設管理者等の関係機関と協議しつつ、対策部の下流への影響や土砂の移動状況等を検討の上、実施するとされており、既に平成25年度から「岩出狭窄部対策調査検討」が予算化され、事業実施に向けた進めをいただいていると見てございます。

市といたしましては、浸水被害を一日でも早く解消すべく切なる要望を強く推し進めてまいりますので、御理解の上、今後とも御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 仲谷議員の御質問、水害対策の現状と取り組みについてということで、担当部長からそれぞれ答弁をさせていただきました。事務的な点につきましては、部長答弁のとおりでございます。

合併をいたしまして、特に、貴志川、紀の川の合流、岩出井堰を中心とするその関連で、調月地区、また貴志川の丸栖地区等では、住宅に影響する浸水もあるわけでありまして、揚水機については、前々から設置をされておりますけれども、私は極端に申し上げてみますと、揚水機で十分賄えるということにはなかなかないと思います。それには、やはり岩出のあの井堰、頭首工を下げることによって、また水がもっと早く和歌山市まで流れていけるような堰にしなくては到底解決にはならないと、そう思い、国交省、また農水省にいろいろと陳情を重ねてきておるわけでありまして。

そんな中、先ほども申し上げたように、農水省の考えでは、大雨のときに24時間以内にその水が流れてしまうような状況であれば御辛抱願いたいというのが、農水省の考えであります。しかし、国交省としては、住宅等に床下浸水、床上浸水まで起こるような状況であれば、それは対策を考えなきゃならんということでございまして、今は国交省といろいろと交渉し、岩出の頭首工については今年度中に調査等々をきちっと行い、27年度に設計のできる、また仕事にかかっていけるような状況まで持っていけたらなど、そう思っております。

少し詳細に説明申し上げますと、あの岩出井堰では、今のところ毎秒6,000トンぐらいの放水がされる。本来なら、その倍近い水が流れなければ今の浸水地域が解消されな

いと、そういうことでありますが、全面やりかえるということになりますと、大変多額の費用もかかるし、まだ十分使えるというんですか、迷惑はかけておる堰ではあっても、やりかえるというのではなしに、もう少し改良することによってその浸水を防げるような対応ができないものかと、今検討していただいております。

この改良を楽しみに、一日でも早い改良ができるように、今後皆さん方に御協力をいただきながら頑張ってもらいたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（高田英亮君） 以上で、仲谷妙子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

（再開 午前10時50分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

はじめに、介護保険制度についての質問をどうぞ。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

一つ目の介護保険制度についての質問です。

「医療・介護総合推進法」が衆議院を通過し、参議院で審議されています。法案では、要支援者の訪問介護と通所介護、デイサービスを市町村の地域支援事業に移すことに加え、特別養護老人ホームの入所要件を、原則要介護3以上に制限することや所得階層のうち、上位20%の方の利用料を2割にすることなどが含まれています。

政府は、見直しの目的の一つに、「介護保険制度の持続可能性の確保」を掲げていますが、それは高齢者やその家族、介護現場に視点を当てた見直しではなく、保険財政の事情を優先させた持続可能性を追求した内容となっています。

介護保険制度は、核家族化の進行や子ども世代の長時間労働、共働きの広がりなどで家族による家族に限界があることから、介護の社会化を理念に制度化されましたが、今回の見直しがそのまま進められたなら、利用したくてもそれができない介護難民をさらにふやし、公的福祉サービスを削ることで介護の責任を再び家族や地域に求めることにつながってしまいます。介護の社会化という制度設計の理念から大きく後退する変更がなされようとしていると言えます。

要介護1・2では、今までは特別養護老人ホームに入所できたけれども、これからはどうなるのか、要支援の方が利用している全体の6割を占めるとされる通所介護や訪問介護は、これまでどおり受けられるのか、要支援者向けの事業が市町村の裁量に委ねられ、市の財政負担もふえるのではないかと、地域での介護サービスを担ってきた事業所が引き続き

事業継続できるのかも懸念されます。利用者負担の引き上げの影響は、紀の川市ではどうなるのか、利用抑制は起こらないのか、気になります。

今、紀の川市では、来年度からの第6期の介護保険事業計画の策定作業も進められています。制度の根幹を揺るがず変化の中で、紀の川市の介護事業をどう進めていくのか。紀の川市に求められるのは、少なくとも質・量ともに現状のサービス提供体制を維持し、市民が安心して介護が受けられるようにすることが求められると考えます。

そこで質問は、今回の制度改定による来期の介護保険事業への影響をどう見ているのか。また、市民への影響はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 石井議員の一般質問にお答えさせていただきます。

国では、介護財政を鑑み、議員おっしゃるとおり、第6期介護保険制度の改正に取り組んでいるところでございます。

利用者や市の財政負担に係る主な改正内容につきましては、一つ目に、特別養護老人ホームの入所要件を、原則要介護3以上に制限すること。二つ目に、「要支援」の訪問介護と通所介護を保険給付から市町村事業の地域支援事業に移行すること。三つ目に、一定の所得のある場合、利用料の負担を1割から2割に引き上げる。4点目に、低所得者の保険料の軽減割の拡大等が盛り込まれてございます。

御質問の介護保険事業への影響、市民の影響等、改正内容に沿って答弁させていただきます。

一つ目の特別養護老人ホームの入所要件を原則要介護3以上に制限することですが、直近の事業報告では、特別養護老人ホームの全入所者のうち、介護1・2の方は4.6%、人数にしまして244人ですが、改正案では、新規入所者と合わせ「要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認める場合においては、市町村の特例によって特別養護老人ホームの入所を認めることが適当である」とされており、待機者の問題がありますが、入所要件に関しましては、特に大きな問題があるとは考えてないところでございます。

二つ目の、「要支援」の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業の地域支援事業に移す改正についてでございますが、地域支援事業では、補助の上限が設定されており、今までのサービス料が全て補えられるか懸念するところでございます。

紀の川市では、介護予防の受給者は全体の約24%、これは26年4月末現在の数字でございますが、人数にしまして820人で、そのうち訪問介護と通所介護の利用に伴う費用は、介護予防費の54%、金額にいたしまして約2億円を占めている状況でございます。

また、予防サービスの事業所との関係につきましては、厚生労働省によれば、「制度廃止にあたっては、現在支給している財源を新たな事業に移すので、サービスの利用は継続

できる」と説明してありますが、サービスの利用料は、要介護者に対する介護給付における利用者負担を勘案しつつ、一定の枠組みのもと、市と事業者で設定しなければなりませんし、さらにNPOやボランティア等による生活支援サービス提供のための体制の整備が課題になると思われます。

なお、この改正につきましては、第6期の当初からではなく、自治体の準備状況に応じまして、3カ年以内に実施することとされているところでございます。

三つ目の一定所得がある場合、現在国では、160万円以上を示しておりますが、利用料の負担を2割に引き上げる改正についてでございますが、本市の160万円以上の方は、保険料段階から推測しますと約13%、人数にしまして2,300人が対象となり、この方が介護保険を利用すれば負担増となりますが、1カ月の上限額が設定されていますので、負担額は抑えられると思われます。

また、これにつきましては、給付費の削減を目指した改正であり、国では対象者を20%と想定していますが、本市では国が想定する給付費の削減には及ばない対象者率となっている現状でございます。

最後に、低所得者の保険料の軽減拡大であります。所得段階層の第1・第2段階では、5割軽減を7割軽減に、第3段階では、2割5分軽減を5割から3割軽減とし、その軽減の上昇分に対し別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減を強化するとされ、その公費の4分の1が保険者の負担となり、市の財政への影響は大きいものと思われます。

以上、主な改正点について答弁させていただきましたが、介護と医療連携の地域包括ケアシステムの構築に向けた人員確保とあわせまして、利用者に対し、また保険者に及ぼす影響は少なくないと思われますので、国の動向を注視しながらであります。現在行っています第6期紀の川市介護保険事業計画等策定委員会で十分検討してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。

まず、紀の川市の影響、紀の川市の介護保険、また高齢者福祉に対してどう影響があるかということをお聞きをして、一つ目は、特別養護老人ホームの入所要件が、「3」に限定されるということについて言えば、やむを得ない事情がある場合は、市が特例として認めていくこともできるということ、それほど影響がないのではないかということでの答弁だったと思います。

それから、利用料が2割負担になるということについてですけれども、これも国の想定は2割の方が対象になってくるということとされてるけれども、紀の川市の場合は13%ぐらいの方だということ、限度額の管理もされるので、大きな影響がここでもそれほどないのかなという答弁だったのかなというふうに思います。

それから、保険料の軽減がされる点ですね、これは本当に今までずっと一番低くても5

割、0.5ということで基準額の50%までだったのが、さらにそれを引き下げるということですので、大きな前に進んだところなのかなというふうに思っています。

ただ、それでも高齢期を迎えるにあたっての不安というのがなくなるわけではないのかなというふうにも思います。要介護1・2の方で、特例で入所が認められたとしても、先ほども部長少し言われたかもしれませんが、入所待ちということも起こり得るということですよ。

それから、利用料も2割になる方が、合計所得金額で160万円ですね、年金で言えば280万円の年間の年間の年金収入がある方について言えば、2割負担になるということですが、それよりたくさんある方については、まだいけるかなと思うんですけれども、合計所得金額160万円のちょうどその境界線といいますか、そのあたりにいらっしゃる方の利用抑制というのが2割にあることで起こらないのかなというふうな懸念は残るのかなというふうに思います。

政府が、保険料についてですけれども、軽減をされるということで、今まで基準額の半分だったのが0.3になったりということですが、2025年の時点で、平均的な基準額の保険料が8,200円まで上がるだろうというふうな試算を政府はしてるわけです。今が4,972円というのが平均的な基準額ですから、そこからいくと1.6倍以上になるということですので、仮に軽減の仕組みがようやくさらに拡充されたとしても、今後10年ほどかけてさらに保険料が上がっていくと、今の負担がそのままそんなに変わらないまま1号被保険者の方にかかってくるのかなということ、これも軽減がされるということではいいことだとは思いますが、今後見ると、まだまだそれで十分なかなというふうにも思いながら答弁を聞かせていただきました。

2回目の質問でお聞きをしたいのが、訪問介護、通所介護、予防給付ですね、これが市町村の事業になるということで、ここの点で部長が、「今までのサービス料確保できるか懸念される」というふうに言われました。国のほうが事業費の上限を決めてくるということがあるので、サービス量確保できなくなるかもしれないということだと思うんですけれども、全て紀の川市の裁量でできれば、むしろ逆に安心なのかなというふうに思うんですが、制度設計として上限を決めてくるということですので、実際、今提供されているサービスも、質や量がどうなるのかということですね。

報酬単価も、事業所にとっては現在の予防給付の単価以下にするということが求められるし、利用者さんに対しては、ほかの要介護の方の負担よりも安くしたらあかんという縛りも、そういう仕組みもつくられる中で、デイサービスを使いたいという人とか、訪問介護を利用したいという人が今までと同じようなサービスを受けられるのかというところが気になるところです。

国は、「ボランティアでも構いませんよ」ということを言うています。これは、側面ではボランティアで地域のいろんな力を生かしていくということが高齢者福祉には必要だとは思いますが、介護の現場からしたら、今取り組まれて積み上げられてきている専門性

を、今までやってきたことボランティアさんでいいですよというのは、本当に専門性を否定するものなのかなというふうに、まあ国がやろうとしているのはそういうことかなというふうに思います。

報酬が現行の予防給付よりも低いということが求められる中で、専門性を持った人からの介護サービスですね、引き続きこれまでどおり受けられるような、そういう質・量ともにどう確保していくのかというところをもう少しお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員心配していますように、要支援1・2の方が、今回地域支援事業の市町村事業に移行するというところでございますが、まず第6期策定委員会を行っていますので、基本的にはその策定委員会で検討をされ、最終的に第6期のスタートは切れるかと、そのように考えております。

ただ、議員が一番懸念しているその問題提起なんですけども、一応二つの大きな問題があるかと思えます。

まず、1点目、先ほども議員おっしゃってたように、地域支援事業、いわゆる市町村事業に移りますと、今まで介護給付の場合は全部国の方針に基づいて全てオッケーだったんですけども、地域支援事業に移りますと、市の一応状況の中で補助上限額の設定がございまして。いわゆる地域支援事業の設定につきましては、今国のほうで給付総額の3%と、そういうふうに定められているところでございます。

3%、ちょっと数字的なことで申しわけないんですけども、今紀の川市の場合、60億円の総給付額です。その3%にあたるとなれば、1億8,000万円が地域支援事業費で使える費用になろうかと思えます。ただし、この地域支援事業費では、御存じのとおり、地域包括運営の今の運営、それと2事業で行っている紙おむつとか、そういう事業も含まれております。それについては、決算ベースで約9,000万円ほどかかっておりますので、残りが9,000万円ほどしかない。

そういう形になりますので、先ほども答弁させていただいたとおり、2億円の費用がかかっているんで、到底カバーができないと、そういう現状です。今の国で示される数字におきましては。だから、最終的には、この国で定められる上限の設定が、やはり一番大きなキーポイントになろうかと、そのように考えるところでございます。

だから、それについては今後の動向を見ながら、介護保険制度、介護保険策定委員会の中で検討していきたいと、そのように考えています。まず一点、御理解願いたい。

それともう一点が、先ほど議員もおっしゃってたとおり、まずそのカバーするために、どのように市が対応するかという大きな問題がございまして。いわゆる全てをカバーするとなれば、当然その介護報酬、いわゆる国の定まった介護報酬は今までであったわけなんですけども、それは市で今度決定しますので、県の裁量で介護報酬が決定します。それを下げ

なければ、全部をカバーできないと。

ただし、それを下げると、今度新たに事業所がそれに対応していただけるか、その問題が残るわけなんです。だから、今回一番大きな問題が、市の大きな重責を担うのが、その単価設定、それとサービス内容の決定、それからサービスプランですね、それを市で全てやっていかないけない。そういう一つの大きな、職務上の話ですけども、問題が残ります。それとあわせて、事業所が果たして受けていただけるかどうか。

先ほども議員もおっしゃってたとおり、NPO、いわゆるボランティア、そういう体制で専門性がどうかという懸念もありますので、やはり今の事業所が受けていただくための対応を市も考えていかないけない。そういう一応問題がございますので、そういう点も含めまして、策定委員会の中でそれも含めて検討していきたいと。

ただし、この制度につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、平成29年度から一応紀の川市がスタートする予定には、今のところ考えてるところなんで、それまでに十分協議していきたいなと、そのように思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再質問の答弁もいただきました。

上限額を国がどう設定するかということですね。3%というのは、自然増よりも低い水準に抑えた場合の3%という設計だと思うんです。本来、高齢者がふえていって、量もふえていく中で、もっとここの部分も大きくなれば今までどおり提供もできるだろうけれども、国のほうがどう、その上限を設定してくるかというところの動向を見ていくという答弁をいただきました。

カバーの仕方についても、単価設定を市がしていかなあかんと。事業所がそれで受けてくれるかということも大事なところだということでの答弁をいただきました。

誰でもいいことを、誰でもできることをされてるわけではないんですね。介護の現場で、通所にしろ、訪問にしろ、今ある既存の事業所が引き続き受けて、そこで仕事をされてる方も引き続き仕事、雇用の場でもありますんで、そこらはまた見ていただきたいなというふうに思います。

3回目ということで、市長にお尋ねをしたいんですけども、今後、市町村の裁量に委ねられるという部分が拡大をしていくということですので、それぞれの自治体の財政力であったりとか、それから地域の社会資源ですね、介護を担ってる事業所がどれだけあるのか、それぞれの事業所の体力がどれだけあるのかということや、また地域のボランティアの組織の仕方であったりとか、いろんなこの地域の社会資源、事情、それから財政力によって、提供されるサービスに自治体によって差が出てくるということが起こってくるのかなというふうに思います。今のまま進められたらですね。介護保険というのは、本来全国

一本の制度でもあるにもかかわらずですけれども、そうなるのかなというふうにも思います。

そこで、どう安心して送れる高齢期を支えていくのかということで、市長からも一言いただけたらなというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の介護の保険制度に対する今後の市の対応についてということではありますが、利用者への負担増、また保険者である市の財政負担増は避けることができないと、そう思います。しかし、今日まで続けてきたこの介護保険制度を持続していくことがまず先決ではないかなと。

石井議員の御質問にもいろいろございましたが、国の言うまま、市町村が担当していくということになりますと、いろいろな弊害も出てくると思います。そういうことで、市長会等々でもいろいろとその行政をあずかる市町村の意見を国に申し上げていきながら、福祉の後退にならないように、これらを皆さん方と相談をさせていただきながら頑張っていきたいなと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 次に、生活つなぎ資金貸付事業の創設についての質問をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 二つ目の質問は、生活つなぎ資金貸付事業の創設についてです。

家計維持者の失業や病気などで困窮となる場合に、生活保護や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業などの活用によって、自立に向かうための支援制度は、今現在あります。しかし、生活保護の受給決定までにも、また社会福祉協議会の貸付事業の決定までにも、早くても1カ月近くかかることになるのかなというふうに思います。困窮状態に陥るといことは、予測できない場合もあって、既存の制度での支援を受けようと思っても、支給決定までに日数を要すれば、困窮状態の改善がされないままに生活をし、また家族の命をつなぐということになります。既存の制度にすき間はないのかと、すき間を埋める市独自の制度が必要ではないかという問題意識からの今回の質問です。

自治体によっては、生活つなぎ資金貸し付けであったり、応急小口貸付事業であったり、小口厚生資金貸付事業、いろいろ名称はあるわけですが、独自の制度として生活の安定や福祉の増進を目的に、一時的な困窮に対する貸付事業を実施しているところもあります。

紀の川市でも、同様の制度の創設を検討してはどうかというのが、二つ目の質問です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議員御質問の生活つなぎ資金貸付事業の創設について、御答弁させていただきます。

既存制度の貸し付け決定や生活保護の受給決定においては、決定までに時間を要するため、その対策として市独自の貸付制度を創設する必要があるのではないかと御質問でこ

ざいますが、議員おっしゃるとおり、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金の貸し付け決定や市が実施する生活保護の決定につきましては、現状として約1カ月前後かかっているのが現状かと思えます。

貸し付け等決定までの時間の問題であります。資金の貸し付けや生活保護の支給という重要事項の決定については、通常一定程度の審査期間が必要となるわけでございます。ただし、生活保護については、被保険者の生活維持に一刻の余裕もない場合においては、職権による急迫保護として、直ちに保護費の支給について決定し、生活困窮状態を改善するように取り組んでいる状況でもございます。

ところで、名称はさまざまなようでございますが、地方自治体については県内の市では、生活保護が決定するまでのつなぎとして、生活保護費による償還等を前提にしたものや応急小口資金貸し付けとして、連帯保証人をつけた上で3万円から5万円程度のつなぎ資金の貸し付けを実施している例もございますが、生活困窮状態を解消できるような独自の貸付制度を創設している市はないようでございます。

また、他府県の独自制度のほうを見ても、貸し付けの際には償還が確実と見込める場合は、もしくは自立更生の意思がある者などの審査要件に加え、連帯保証人が必要であるなど、生活つなぎ資金が即時性を持ち、かつ直ちに生活困窮状態の改善につながるものとは一概に言えないものと思われま。

市といたしましては、現在行っています社会福祉協議会の貸し付け審査を迅速化していただく働きかけ、また市の生活保護決定を迅速化するなど、それぞれの対象者に応じた対応を進めてまいりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再質問です。

この質問は何でしたかということにもなるんですけども、サラリーマンの方であったり高齢でということであれば、生活保護を受けるということは行きやすいのかなというふうに思います。自営業の方が生活困窮された場合に、車があるとか、一定仕事のための資材がある、道具があるというふうなときに、やっぱり資産要件の中で、車は手放してくださいよとか、自営業を継続したいんだけど、就労を選んでくださいというふうな指導になってくるわけですね。それは、生活福祉資金貸付事業、社協の事業でも同じように就労支援というふうな要請もあるわけで、この自営業の方が困窮したときに、家族も含めて支えられるような制度がないのかなということで、今回この質問をさせていただきました。

先ほど、部長が答弁された中で言いますと、それをしても困窮の改善に直接つながらない場合もあるんじゃないかというふうな話もされてましたし、貸し付けである以上、一定担保となるものも要するというので、なかなかできるものではないのかなという答弁で、今お聞きをしたんですけども。

そうすると、やっぱり既存の制度の生活保護であったり社会福祉事業のいろんな事業で

あつたりが、きちんと困窮状態の中にある人に届けられてるのかということなんです。今も迅速に対応もしたいということや、生活保護の中では急迫保護もあるということで対応されてるということですけども、じゃ社会福祉協議会との連携の部分ですね、生活福祉資金の貸付事業がうまくその人に合えば、活用はいただけると思うんですけども、その紀の川市と社協の、県の社協の事業ですけども、この事業との連携のところでもう少し工夫ができないかなというふうに思うんですが、その点、お聞きをしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、今現在行っています対応の中で、先ほども答弁させていただいたとおり、まず1点目、救済措置としては、当然個別ケースとしての急迫保護の必要性が一番じゃないかなと、そういうふうに考えております。

ただ、生活保護におきましては、先生も御存じのとおり、最終手段の中のセーフティネットでございます。ただ、うちのほうの対応の中では、そういう他施策、他方、他施策がある場合は、当然他方施策を優先するという、これは法的な根拠のもとで一応対応もさせていただいてる中で、今回の生活福祉基金の対応もそれが一つかなと、そのように思っているところでございます。それについて、現在社会福祉協議会のほうで社会福祉資金、それから以前には小口融資等もあったように聞いておりますが、これにつきまして、償還等の問題でかなり、言葉悪いですけども、焦げつきとか、そういう形であったようにも聞いてる中で、ちゃんとした対応ができてない状況だというふうにも聞いております。

そういう形で、機能のほうでは十分機能されてないかなというふうには感じるころなんですけども、ただ保健福祉部としては、そういう社会福祉協議会におきましては、やはりその他方施策を優先するという一つの条件がございますので、それについては今後も社会福祉協議会には、その人の今の状況を説明した上で対応のほう、御協力のほうお願いしたいと、そのように考えるところでございます。

また、今後もある対応については、先ほども言いましたですけども、社会福祉協議会その対応の迅速化、また何遍も繰り返すようですけども、生活保護の個別ケースも含めまして対応を迅速化していきたいと、そのように思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 3回目ということで、引き続き、部長にお聞きをしたいと思います。

生活福祉資金の事業であつたり、との連携も進めていくということで答弁をいただきまして、社協であつたり、紀の川市の担当課であつたり、いろんな社会資源使っていくとい

うことだと思っんですけども、平成27年4月1日施行ということで、「生活困窮者自立支援法」というのが、今もうでき上がっています。

ここで言われているのが、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化すると。自立相談支援事業の実施であったり、住居確保給付金の支給等も行うということで、この法律ができ上がってるわけですが、今回の質問は、貸付事業ということで一つに絞ってありますけれども、この仕組みができたときの紀の川市の対応や困窮されてる方に対する支援として、どんなふうに機能していくのかということをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃったように、平成27年4月からは「生活困窮者自立支援法」という形で法律が施行されます。今現在、新聞にも載っておりましたが、県のほうで前倒しといたしまして、各振興局におきまして、那賀振興局につきましては、岩出、紀の川市が市となっておりますので、那賀振興局、岩出の振興局になりますが、その振興局におきまして、今前倒しで一応指導員を配置し対応しております。

その内容につきましては、自立相談、それから住居確保給付の相談とか全て生活困窮にあたらない方も含めまして、自分で生活に悩んでいる困窮者を全ての対象者について相談を受ける、そういう仕組みが確立されようとしております。

それで、今現在、県の方では、そういう体制づくり、この6月から入ってるように聞いております。紀の川市におきましても、法の施行が平成27年4月からですので、現在の対応の中へそれを取り組んでいくというのが必須条件になっているのも現実かと思えます。ただし、うちの場合、就労支援等で就労支援員を1名配属しておりますので、その方を有効に今後の対応も含めてするのか、また新たに増員するのか、それは今後の検討課題かと思うんですけど、その中で今後の困窮者の対応相談等を進めていきたいと、そのように考えておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可します。

はじめに、市内の学校には2学期制と3学期制のところがあるが、今後はどうするのかについての質問をどうぞ。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 議長のお許しを得ましたので、まず一つ目、市内の学校、小学校には2学期制と3学期制があるが、今後どうするのかという問題です。2学期制がいいか3学期制がいいかという問題ではなくって、今後どうするかということをお聞きしたいと思います。

2学期制、3学期制の是非については、前回同僚の太田議員からも質問がありましたし、また私自身が教育問題については門外漢であり、余り詳しいわけではありませんので、2学期制、3学期制がどっちがいいかということは、きょうのところは議論はするつもりはございません。

ただし、各学校の自主性に任せているとは言いながらも、8年あるいは9年たって一つの市の中に二つの制度があるということを、まずどのように考えられているかというこうとを1点として、説明をしていただきたいと思います。

それから、私は貴志川の間人なんですけど、貴志川の間人にとりましては、この2学期制を導入したのは貴志川でして、それが合併したときに、次のような引き継ぎ書というのを教育委員会の栢木委員長から出されてます。いろいろ項目はあるんですけど、その中で一つだけ、2学期制の実施について、このように言われてます。

これは、平成17年9月15日に提出した文なんですけど、「2学期制の実施をお願いしたい」という要望みたいなもんなんですけど、これは平成15年4月から2学期制を紀の川市では施行してます。こういう文書です。「103年続いた3学期制を小・中学校一斉に県下で最初に2学期制を実施、年間40時間余り授業日数が減少し、学力低下の声や授業日数の確保」と、この次なんですよ、「教職員の意識改革を図るため、2学期制を導入した。今後、2学期制のメリットを紀の川市へ広めていただきたい。そのためには、研究会を重ね、希望校を募るのが望ましい」というふうに書かれてる引き継ぎ書がここにあります。

そしてまた、この引き継ぎ書というよりも、2学期制を施行したというか、取り入れたときの私たち、ここへ来てる議員の何人かもそのときからの議員で、これを認めた人間ですし、市長もそのときはもう町長であったというふうに認識しております。

そういう意味で、2学期制がいいというわけではないんですけど、2学期制はこういうふうにされるからいいんじゃないかというふうに認めた人間たちとして、それがだめならだめと言っていただいてもいいんですけど、ちょっと今の状態では中途半端かなというふうに思っております。ただ、もちろん認めたからといって、2学期制をしいた学校に非常に不都合が出てきた場合、それはもうやめたほうがいいんじゃないかと、やめることを承認することも決してやぶさかではないというふうにはつけ加えておきたいと思います。

そこで、まずこの問題についてです。2学期制、3学期制について、今後どのようにし

ようと、紀の川市の教育委員会は考えているのか、今後です。これは、世間がどう言うてるかとか、県がどう言うてるか、国がどう言うてるかということをお聞きするのではなくて、紀の川市の教育委員会として、この問題をどう捉えているかということをお聞きしたいと思います。

だから、僕は教育委員会の内部のことは知らないんですが、9年にもうすぐなるような状況の中で、2学期制、3学期制についても、あるいは制度の問題ですから、少なくとも教育委員会内部でもある程度の話し合いはされてるんじゃないかというふうな想像もしておりますので、それについて教育委員会内部でメリットあるいはデメリットをどのように考えているかということをお聞かせ願いたいと。

そしてまた、これはこのままほっといて各校の自主性に任ずというんなら、それぞれで結構なんですけど、もし2学期制にするか3学期制にするか、どちらかを選択する場合は、いつぐらいをめどにしようと考えてるかということですよ。

そして、この問題が、もしいつぐらいやというふうになった場合、もうある程度ずっと積み重ねが非常に大切やと思うんですが、期間をかけて、子どもたち、あるいは先生方、地域の皆さん方に説明をして納得をしていただくということが非常に必要なことになってくると。その教育委員会からいついつまでにこうなさいという形で命令をして、それに従うというんじゃないで、各学校はそれなりの事情もあるでしょうから、ある程度の時間かけて、いついつまでに紀の川市としてこうしたらベターだというようなことをしていくとしたら、いつごろをめどにそれをするというふうに考えているか。

そしたら、多分10年ぐらいということになりますと、もう始めて、そういう議論も始めなきゃいかん時期に来てるんじゃないかというふうに考えますので、その辺、今聞いたこと3点ぐらいありましたかね、それについて、まず第1回目、答弁をいただきたい。そのときは、教育部長、先にいただいて、後からもう一回目の質問として、教育長にも答えていただいて、それで私が理解できる範囲だったら、ちょっと理解できないかもわかりませんが、理解できる範囲だったら1回目でやめても結構なんですんで、よろしく願います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山本弘茂君。

○教育部長（山本弘茂君）（登壇） それでは、私のほうから、ただいま西川議員さんから御質問のありました2学期制と3学期制のところがあるが、今後どうするかという部分の現状について、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

先ほども、議員御質問のありました2学期制、3学期制のメリット・デメリットでございますが、2学期制につきましては、学期に伴う活動が減り、従来午前中にあった始業式や終業式を午後実施する、また保護者懇談会を長期休業中に実施するなど、学校行事の見直しを図ることで、実授業時数が増加しています。また、学期の区切りが2回なので、長い期間の連続性のある学習が可能となっております。

3学期制のメリットといたしましては、長期休業前に成績が出されますので、懇談会を持つことで、長期休業の過ごし方に目的を持たせやすいことや長期休業後で子どもたちの意識が切りかえやすいことなどが上げられます。それぞれのデメリットは、各学校の工夫によって解消されております。

例えば、懸念されていた授業時数の確保は、3学期制の学校においても懇談会を休業日に実施し、学校行事の持ち方を見直すことで、各校授業時数を確保している学校もございます。また、2学期制の学校でも、長期休業前にある程度の成績を出し、個人懇談会で説明することで、長期休業に目的意識を持たせている学校もございます。各校それぞれ工夫・改善を加え、特色のある取り組みをしていただいているのが現状でございますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

私から、以上です。

○議長（高田英亮君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） 部長に続きまして、私のほうから答弁いたしたいと思っております。

議員、お話のありました前の教育長からの引き継ぎについては、私も前田前教育長から、このことについては引き継いでおります。まず、そのことを御報告申し上げたいと思っております。

学期制について、文部科学省は一つの方向性を持って、一つの学期制に集約しようとは現在しておりません。和歌山県教育委員会も、「それぞれの学期制の特徴を生かしながら、それぞれの課題に前向きに対処していくことが重要である」との見解を示し、県下の学校においても、2学期制、3学期制が混在しております。また、同一地域内での学期の統一という指導も、私ども県教育委員会からは受けておりません。

したがって、紀の川市教育委員会も、現在は議員御承知のように、2学期制、3学期制をとっている学校も混在していることは事実であります。特色ある取り組みの一環として実施しているところであります。

学期制について、文科省から統一することの要請も指導もないのは、いましばらくは各地域、各学校における多様な体制、柔軟な対応によって特色ある教育活動を行うことを求めているものと理解しております。

現時点で、小学校では、現行2学期制と3学期制が混在しておりますが、教育現場においては混乱していないと、学校長から報告を受けておりますので、まずは現行の教育活動を学校現場を中心にしっかりと検証してまいりたいと思っております。

紀の川市教育委員会としては、頭の学力・体の学力・心の学力の3学力をバランスよく実践するための本市の総合的な将来の教育の姿を求めて、広く意見を聞きたいと思っております。各学校で現行の学期制を検証し、評価を見定めた上で、学期制の統一も視野に入れて考えてまいりたいと思っております。よろしく、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、質問にありました学校現場や、それから子どもたち、保護者の方への説明責任については、学期が統一されたときにおいて十分に進めてまいりたいと思います。現時点では、どのような形で、どのように進めていくかということについては、まだ時期が早いかなと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 今の御答弁を聞いてますと、ある程度理解できることもあるんですが、私見解の違いかなと思われるところがあって、時期はまだ早いと考えるか、もう10年もたってるからぼつぼつそういうことを紀の川市の教育委員会として議題に上げて、そこでいろいろ議論すべきじゃないかと。私としましては、もうぼつぼつ議論始めたほうがええでと。

教育長のお話を聞いてると、具体的ないつという時期がないもんですから、その前にいろいろやらなきゃならんことも、いつから始めるというお答えはなかったというように思います。だから、ある程度時間をいついつまでにやるという計画を立てて、それに従った形で教育委員会内部も、多分教育委員会内部においては、2学期制、3学期制を議論することは、先ほど私が言いましたように、教職員の意識改革にどのような影響させていくかということを含めまして、ある種大事な課題ではないかと。

僕がこんな、先ほど門外漢でと言いましたけど、この質問するようになってから多少教育の本を読んでますと、教員の世界っていうのは教育村と言われまして、非常に閉鎖的で外部に対して自分たちを守る意思は強いけど、その体質はなかなか変わっていない。かつまた、教育委員会も大津のいじめ問題あたりから非常にそれは言われて、確かに今回は改革されるんですけど、だからそれについてはある種の意識改革をしていかない限り、それを意識してやってかない限り、今までと同じような形を踏襲していくことになりはしないかと心配してます。だから、教育長や教育部長言われるように、何ら問題なく経過をしてるということは事実かもしれません。ただし、問題なく経過をしてるだけでいいんかどうかです。

今、この時期に改革をして、今学んでる子どもたちをさらによくするためにどうするかという、そういうインパクトをある種与えるために、貴志川町では2学期制を導入することによって、それを刺激剤にしようとも考えたわけで、これが成功してるかどうかは別としまして、そういうことも考慮の上で2学期制を入れたと。そうでないと、103年間続いた3学期制というのは、ずっと同じような形で進んでいこうと。

どんなに改革とか何か言ったって、何にも結果として変わらない可能性もあるからということで、多少変わってますけどね、そういうことであるんですが、教育というのはなかなか結論の出るものではないということも事実ですから、私の知ってる範囲ではというのは、詰め込み教育とゆとり教育が交互にやられてるみたいな状況があって、これもその外

部の間が、がちゃがちゃがちゃがちゃ言うし、報道で騒いでまたそれに乗った政治家がいろいろ言うからそういうことになってくると思うんですが、ゆとり教育やってたら、ゆとり教育じゃ学力落ちるといって、そしてまた詰め込みに変わると。そしたら、こういうことを詰め込みなんかやってると、本当の創造性はうまれないということで、またゆとりが逆に変わると。けども、いいかげんにそれもやめて、両方いいとこをちゃんと取り出して、正・反、正・反でくるのであれば、正・反ゴ-の形のいいとこをちゃんとした形で見据えていく時期に来てるんじゃないか。

これ、後の問題でも僕は多少関与するんですが、今の状況というのは、今までの状況よりはるかに速いスピードで教育問題にしても農業問題にしても進んでますから、どっかで意識を改革していかない限り取り残される可能性というのは多分にあるというふうに思ってるもんですから、だから2回目の質問としては、もしかお持ちでしたら、県が言うから、国が言うから、この問題についてはそれに従ってもうちょっと時間を置くと言うんではなくて、紀の川市の教育委員会として、私の理解する範囲では、都道府県に教育委員会があり、市町村にも教育委員会がありということはあるんですが、それは決して上下関係として存在するわけではなくて、上の指示を必ず聞かなきゃいかんという形で、都道府県の教育委員会、市町村という関係があるんじゃないから、自分たちがやろうと思ったらやれることですから、その辺を2回目の質問として、具体的に、もしいついつまでにこういうことをするというのを多少考えてるんだという考えでもあれば、お聞かせ願いたいと。

だから、全然問題がないというような答えで、「ああ、そうですか」とこっちが言ってしまうと、前回の太田君の質問が何の意味もなくなるわけでしてね。太田君は現職の教師でして、やっぱり2学期制より3学期制へ戻したほうがいいというような考えを本人も持たれてるし、その周りの父兄も持たれてるかもわからないという発言だったと思うんでね、そういうことを含めて、こっちへ上がってくる意見というのは、今のままで併存の形でいいですよということかもわからないけども、紀の川市で二つあるということは、果たしてほんまどっちええんよという形で皆さん、父兄の方も考えられてるということを思いますんで、具体的にいついつまでにこういうことをしたいんだという考えあればというのと、そのためには紀の川市の教育委員会はどう動くということも説明願えたらありがたいというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） ただいまの質問で、一つは、これも私ども県教委と市教委は対等である、そのとおりであります。ただし、文科省とは、これは対等ではございません。文科省は、大もとを決めて私どもに指示命令権が発すると、私は理解しております。

そのところを別としまして、文科省は子どもたちの学習内容を示す指導要領の改訂、見直しについては、10年から15年をかけて行っている状況があります。それを含めて

いきますと、議員御指摘のように、私ども新市に合併して8年過ぎ、9年目に入っていることを踏まえると、具体的にはいつとは言えませんが、学校現場、それから学識経験者等を含めた会議を持つ中で、本市の総合的な将来のあるべき教育の姿を求めていく中で、この学期制についても、一つは検討をしてまいりたいと。それは、教育委員会でまた図って決めてまいりたいと思っております。今の私の教育長としての私見というふうにお捉えただいて結構かと思えます。

なお、教職員の意識改革については、2学期制、3学期制混在することによって、授業時数の確保については、それぞれ努力をして、2学期制でも3学期制でもクリアできることができるといふ、そういう面では意識改革がなされたと思っております。

さらに、教職員の意識改革の一つには、授業時数の確保に伴う学校行事の見直しも一つ進んできているなど、私としてはこれもメリットであろうかと思えます。そして、教育指導力の向上にも、教職員は目を向けて取り組んでいる姿も私も見てきております。よく言われますように、「教員は独特な考え方をして、一般的な者とは相入れないものがあるな」とよく言われるんですが、私自身も自分が教師でありました。そういう御指摘は甘んじて受けておきたいと思えます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 最後の質問ですが、今教育長の答弁の中には、2学期制、3学期制を一つの契機にして、紀の川市の教育を再度考えるというような組織もつくるといふ、教育長の私見としましても、そういうことをしたいという御意見があって、ああ、それなら納得できるなと私も感じて、教育委員会だけじゃなくて、そういう外部の団体もある程度組織化して、これはある程度専門家のほうがいいと思うんですが、ど素人が入るよりもね、だからそういう組織をつくって、今メリット・デメリットの中でこういうのがあるといふことを言われましたけど、そういうことをちゃんと提示して、この2学期制、3学期制は併存してるけど、両者にはこういうメリットとデメリットがあったといふこともその会議でちゃんと言いながら、じゃあどうしましょうかといふことをぼつぼつ始めていただきたいというふうに希望するんと。

もう一点は、学力についても、教育長が先ほど言われましたが、学力にもいろいろな見方があるのは事実でして、大きく分けると、要するに習得した能力が学力であるという考え方と、創造力があるような子どもに育てるのが本当の学力だといふことがあると思うんですが、そういうことを2学期制、3学期制、あるいは教育の中で、いろいろな紀の川市の教育について、そういう組織としてつくっていろいろ話し合いをする場合、単なるお勉強できる子ができたらええわという視点だけで子どもを見ないでいただきたいと。

本当に創造力があって、これから非常に大変な世の中になっていくことは目に見えてますから、それに対応できるような子どもたちに育ていけるような、そういうことも含め

た学力って、創造力の中に入ると思うんですが、そういうことができるような子どもたちをつくっていくためにどうしたらいいんかという視点も、えてしてどうしたら学力が伸びるかとか、そしたら詰め込みのほうがいいというような結論になるんですが、それだけじゃないでしょうということも含めた上で、この問題について考えていただければというふうに思っています。

最後に、簡単な感想でもあったら、最後にお聞きして、もう終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 先ほど、私も述べさせていただいたように、私の捉えている学力は、頭の学力だけじゃございません。体の学力・心の学力、この三つの学力のバランスよく実践するための将来の教育をも求めていきたいと思えます。

さらに、私は学力を次のように提示して、各学校で示しております。学力とは、学んできた学力、学ぼうとする学力、学んできたことを生かす学力、この三つの学力も追い求めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 次に、今後、基幹産業である紀の川市の農業の振興についての質問をどうぞ。 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） それでは、2点目の農業についての、基幹産業としての農業をどうやっていくかということに関しまして、質問させていただきます。

農業を取り巻く状況というのは、皆さんもおわかりのとおりですが、TPPをはじめとした国際化への対応など、非常に厳しいものがございまして、政府においても、昨年末に本来の日本農業の活力を取り戻すべく農林水産地域活力創造プランを取りまとめ、農業・農村の所得を10年で倍増させるということを目標に、今年度新しい施策が打ち出されてきているところでございます。本当に大丈夫かなというふうには感じがするのは、百姓やってる人間の実際の感覚ですが、倍増なんてできんのと、今の状態を維持するだけでも大変じゃないですかというの、現実に百姓やってる人たちの意見として多いんじゃないかというふうに思います。

そして、最近、四つの改革として四つ出されました。一つは、農地中間管理機構の創設、二つ目、経営所得安定対策の見直し、三つ目、水田フル活用の米対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、この四つなんですけど、米問題につきましては、紀の川市としてはさほど問題ないとも考えられます。これもう重要なことですが、転作してお金をもらうという問題ですから、全く無視するというわけではないんですが、紀の川市の農業を振興させていくための、果たして手だてとなるかということ、それは非常に疑問な部分もございまして、これについては質問するつもりはございません。

そこで、今度目玉というような形で言われてます「中間管理機構の創設」、これは本当に今度の農業改革の目玉になってるんですが、これが果たして紀の川市の農業振興に役立つ

つんかどうか、部長はどのように考えられてるか。その答えをいただく前に、私の捉えている紀の川市の農業の現状について、私なりの意見をちょっと述べさせていただきたいと思います。

これは、今まで農業政策、農業問題を言っても、非常に夢ばかり語って、現実に実現できないようなことを語るが多過ぎたのではないかと、もっと現実的に地に足をつけないきゃいかんじゃないかというのがあるのと。

もう一つは、紀の川市の農業を前進させていくための、これは紀の川市の農業の現実を知るということは、その基礎になるという意味で非常に大事であると。夢みたいなことを言うても始まらんからということと、市の農林業の施策に携わっている人たちとの共通認識を私自身も持っておきたいという意味もありまして、私のほうから現在置かれている農業施策の問題点というのを先に述べさせていただいて、それに対するお答えをいただきたいと思います。

ただ、これから述べること全てに関しまして、全て理論化してるというか、自分の中でしているという自信はなくて、自分なりの感といいますか、農業者が周りにいっぱいいるということとか、農業委員としていろいろ農政に携わってきた感というのがありますんで、全部正しいわけではもちろんないですんで、もし部長が、そんなん西川さん言うけども、ここは違うでということあったら、遠慮なく言っていただきたいというふうに思ってます。

こうして一般質問においても、ちゃんとお互いに言ってることを進化させていくためには、「わかりました」「御意見もごもっともです」「それでこうします」と言うんじゃないくて、「いや、そこが違うで」ということまで踏み込んで話をしていかないと、理論というんか議論が上っ調子に流れてしまって「検討します」という言葉で最後は終わるということになると思いますんで、私の考え方がどうもおかしいというならば、率直に、「ここがおかしい」というふうに言っていただきたいというふうにまず思います。

私は、今ずっと農業委員会関係の仕事もしてますんで、国の施策というのにも携わることも多いんですが、その中で、今まで言ってきたことが多少変わってきたなというのを感じてます。

今までやったら、農業の農産物のブランド化、そして安心・安全、そして高値で売れるという、トップセールスなんかもそうですね、ということが非常に言われてきたんです。そこへもってきて、今回新しい項目みたいなん入ったのは何かといいますと、コスト低減なんですよ。コストを安くしないと、国際競争に勝っていけないよと言い始めました。今まで、案外言わなかったんですよ。ブランド品つくって、もう高くても売れるから、そいつを海外でも出したらええやないかと、それでもし安心・安全を根底にあるんですが、そういうこともこれからも言われ続けると思いますし、それは決して間違ってるわけじゃなくって、市長がトップセールス行ってくれるということは非常に意味があることだと思うんですが、その今言い出したコストの低減というの、かなりこれからは声大きくして言われる可能性はあると。だから、中間管理機構というような機構をつくりましょうという

のが出てきたわけですね。

要するに、百姓ようせん人から、中心にある認定農業者担い手が、その土地を集めてやっていこうじゃないかと。要するに、コスト低減するためには、面積を広げるか機械化しかないんですよ、方法として。だから、この中間管理機構もよく見えますと、米作地帯は可能なんです。ところが、果樹のところは非常に難しい。米作のところは、機械大型化して、そして大体米作やってるところは和歌山みたいなところやなくて、今圃場整備するにしても、3反部分を1町にしようというような形でやってますんで、広くはできると、それで大きな機械も使えると。そして、刈り取った米を、皆さんも御存じのように、カントリーエレベーターとって、刈っただけそこへ運び込んで流し込んできや、それが必要なときにもみすりして出すというようなことをやってますから、それはどンドンどンドン広くするのは可能です。ところが、ミカンとか果樹はそうはいかないです。確かに、先ほどからもいろいろ出てますように、ここは果樹の産地でして、いい果樹はできてます。

ところが、果樹をつくってる人間にとっちゃ、収益的にはちょっと右肩下がりです。それから、何で下がるかというのは一番問題は、人件費の高騰なんです。これからこの人件費の高騰というのは、農業者の首を絞めるだろうと。もう紀南の方へ行ったら、明らかにその兆候が出てます。紀南のほうは、高速道路がつき、2～3年前の台風の工事で、大体そっちのほうへ労働者が流れると、だから梅を収穫のとき来てくれと言うと、1.5倍ぐらいの日当出さないとなかなか来てくれずらなくなった。

そして今、日本全体が人手不足の時代ですから、例えば、飯屋とか、和民にしたって店を閉めざるをえんと。安い金ではもういかんよという話になってきたんで、百姓はそれ以上に非常に労働としてはきつい部分がありますから。今までは、百姓してる人たちが、自分はこの時期暇だからお手伝いに行って日当を稼ぐという時代だったんですが、今はそういう人たちもいませんから、全く百姓したことないような人をアルバイトに来てもらう。この人たちは、多少安くても雨のかからなくて冷暖房きいてるとこへ行きたがるから、この人件費が非常に問題になってくる。特に、果樹産業に携わってる人たちというのは、人件費が非常にたくさんかかります。機械化できないし、傾斜地とかそういうところでしかいいものがないということ。

だから、この紀の川市の農業というのは、非常にこれから難しくなるということを覚悟しなきゃいかんだろうと。今までみたいに、よかったとか、例えばうちのおやじなんか聞きますと、昔はミカンとり、もうかなり昔ですけど、ミカンとりに来てもうても、ぼつつり2杯とったら日当あったという時代もあったらしいんですよ。今はもう、とんでもないです。3時ごろまでとってもらいよったやつ全部持って行って、その辺の日当みたいなもんですから。この果樹経営は、面積広げるといのは非常に不可能だというふうに思ってます。

そういう中で、県もすることがなくなって、全国的にそうなんですけど、することがなくなってきたら、簡単に物を考えるようになるんですよ。要するに、特殊を一般化すると

いう志向に陥ると。「これは非常にええから、皆さんもしなさい」という言い方をしてね。それは、だけど特殊だからもうかるんで、みんなやったらもうかるはずないですよ。

だから、その最たるものが、あの6次産業ってやつですよ。6次産業はもうかりますと言ってるんですけど、この6次産業の税務担当大体やってんのは、ががの税理事務所なんですけど、そこで聞きますと、6次産業をやってももうかるのは10分の1、10いろいろなことをやって、一人もうけりゃええというところらしいです。そして、最後はどうせざるを得んかったら、百姓から買い上げる、原材料たたくしかないという言い方になります。だから、これも本当に特殊を一般化するということで、特殊にこんなことをしたらもうかりますよという形で、そして皆さんもまねしなさいて、そんなに生易しいもんじゃないということを、6次産業、6次産業っていまだに言ってますけど、そんなに成功する例はないというふうに思います。

それから、もう和歌山難しなったなど、難しなったと言うと、西川さんは悲観的にしか物考えやんとよう言われるんですけど、決してそうやなくて、現状知るためには仕方ないでしょうということなんですよ。

例えば、最近、ことしになってからですけど、農業に関して強い農業交付金というのがあって、国レベルで200億円ぐらいやと思っておいってください。があって、こういうことをすると行ってきなさいと、そしてそれが今の強い農業に合うんならば、補助金として出しますというような制度があったんですが、和歌山県から六つ出して、全部却下です。今までやったら割り振ったんですよ、本当の意味でいいことじゃないですけど、あっこの県一個やるからこっちも県一個やる、今はポイント制です。点つけをやるわけですよ。点数をつけて、そこに達しない場合は、どんなことを申請していてもだめという時代です。

だから、そういうときになると、業種にいうか仕事によってそのポイントがいろいろあって、違うところもあるんですけど、面積がどんかい集約されてますかと、それを担う農業者はちゃんとありますか、青年農業者はそこに存在しますかというんで、点つけていくわけですね。ほかにもいっぱい項目があるんですけど。そうなると、和歌山なかなかクリアできない。これから、だけど農業関係の予算もそうしてチェックして、ばらまきというのはだんだんなくなるだろうというふうに考えなきゃいかんのかなというふうに思ってます。

ただ、そういういまして、この辺は全くだめな地域といいますと、決してそうではないというか、気候的に非常に恵まれてるところですから。そして、日本どこを見ても大都市の周辺というのは、本来は^{そきい}野菜産地なんですよね。果樹産地というのは、もうちょっと奥なんで、この辺も山あるから果樹もそうなんですけど、本来は野菜産地であると。その証拠に、めっけもんがよく売れてるといいうか、野菜も売れてるやないですかね。大阪から買いに来る、大都市周辺、茨城でも埼玉でも、野菜産地としてあると。

ただし、ここでもやっぱりコストが問題になって、コスト的に勝とうと思ったら、ちゃんとした農地をつくらざるを得ない。いわゆる圃場整備をしなきゃいかんと。だから、紀

の川市も、あれもやります、これもやります言わなくて、圃場整備は一カ所でもいいからきっちりやりますという方向を出して、ほかのとももちろんほっとくわけやないんですけど、そういう手本をつくっていくための努力をされないと、ただ見ててもできないですよ、これ。かなり努力をしないと。

先ほど、一つ目の質問と深いとこでつながりがあると私が言いましたんは、今まで和歌山県というのは結構なまちだったもんですから、県だったもんですから、ほっといても何とかなるわという意識が強いんですよ。圃場整備にしても、全国ワースト1位か2位です。もちろん下水とかあんなも含めて、物すごく40位以下で探したら、大体和歌山が入ってくるぐらいになってきて、それは昔が結構過ぎたということがあったと思うんですが、これからはとてもそれではやっていけないと。

だから、私は自分を悲観的にいろいろなことを考えるとと言いましたけど、悲観的に考えて、これではやっていけないとみんながまとまって圃場整備した東北、北海道は、ずっと圃場整備でもやれてて、そこが米の大産地になったりしてるんで、これから米も自由化になったら、やっぱりああいうとこのお米は強くなるだろうというふうに思ってますし、和歌山はそれに乗っていけない可能性は多分あると。

だから、そこで和歌山として、紀の川市として、農業が生き残る本当に最後の方向として、圃場整備をやっていくと。だから、僕がこの中で圃場整備やったからって、専業農家できるなんてほとんど思ってないです。ただ、複合的に安定的な収入をずっと得るためには、圃場整備するのが一つの手であって、それ以外ないかなと。ほっと見しながらでもいいです。兼業農家でもいいし、奥さんだけやるとか、亭主だけやるというんでも構わないですけど、圃場整備をしてつくりやすい農地をつくることによって、はじめて紀の川市の農業は、必ずしも専業農家ばかりの集団ではないんですが、維持していけるし、そしてまた百姓が維持していけるということは、環境も守れるし、同時に紀の川市の歴史というんですかね、だから先ほど人口増とか何かの問題になってましたけど、アンケート見ましても、自然が豊富ということがやっぱり紀の川市の非常に魅力なんだと僕は思ってるんですけど、これが全部というか、ほとんどのとこが耕作放棄地になんかになって荒れ始めると、そんな人も来てくれなくなる。さらに下がるだろうというふうに思いますので、だから圃場整備を本当に8年たっても合併してからなかなかできないんですが、僕は一つ期待してるのは、市長はどこへ行って演説しても、農業問題になったら、「圃場整備はしなきゃいかん」と必ず言ってくれるんがね、まだ救いというか、ありがたいなというふうに思ってます。

だから、これからそれを圃場整備をすとかいうことを目指してやっていくしか方法がないかなというふうに思いますので、まず2問目の前に、農林部の話を聞いた上で、また2回目の質問をさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 西川議員の国の四つの農政改革が本市の農業振興にどう結びつくか、また今後の農業振興、特に圃場整備についての御質問がございましたが、これにつきまして御答弁申し上げます。

議員も申されましたが、国は、平成26年度、今後10年間で農業・農村所得の倍増を目指す農政改革の施行元年と位置づけ、改革の柱となる農地中間管理機構の創設や米政策の見直しを含む新たな経営所得安定化対策、日本型直接支払制度の創設を打ち出し、現在、事業の事務的な調整が進められてございます。

こうした背景には、全国的に農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大といった大きな課題が生じてございまして、構造改善をさらに加速させていく必要があることや、農業を足腰の強い産業にしていくこと。さらに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを狙いに行ったものでございます。

特に、現在、担い手の農地利用は全農地の5割という状況の中で、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、今後10年間で8割の水準まで引き上げることを目的に、農地中間管理機構が制度化されてございます。

機構は、兼業農家や高齢農家など、農業経営が困難な農地を借り受け、必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、規模拡大を目指す農家や新規就農者に対して集約的に配慮して転貸する仕組みとなっております。また、借り手が見つかるまでの間は、機構が農地の維持管理を行うとしてございます。

制度的には、条件整備の部分を除きまして、従来から実施してございます県農業公社の「土地保有合理化事業」や市がJAと連携して行ってございます「農地利用集積化円滑事業」と何ら遜色はなく、本市の農業振興を進める上で抜本的な改革になるかという点におきましては、懐疑的な制度と言わざるを得ない状況でございます。

また、この制度につきましては、貸し出すほうについても企業までオーケーと、こういうふうなことでございまして、ただ、企業としましても、経営というものがついてまいりますので、貸したわ、経営が悪くなったという中でほっぽり出されるということで、あと産業廃棄物の用地になるとかというような懸念もありますので、非常に制度的にはどうかということ、私自身は思っております。

また、日本型直接支払制度につきましては、紀の川市でも平成19年より農地・水保全管理支払制度として取り組み、農業の多目的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援を行ってまいりました。今回は、事業内容の改正も行った上で、新たな制度に移行されるものであります。

現行制度では、市内46地区が取り組みをしていただいておりますが、今後も地域資源の適切な保全管理を図る共同活動が継続できるよう、取り組みがされていない地域におきましても、積極的に推進をしてまいりたいと考えてございます。

繰り返しになりますが、今市では、農地の貸し手と借り手を結びつけ、農業経営に意欲

ある農家や新規就農者に対し、農地規模拡大や集積を図ることで耕作放棄地を出さない、また解消していく取り組みを進めてございますが、農地の状況によっては、貸し手はあるものの借り手がないといったケースが数多く見られます。当然、借り手にとっては、耕作しやすい農地を希望します。

こうしたことも含めまして、また紀の川市の基幹産業である農業を維持継続していくためにも、いわゆる平野部につきましては、圃場整備の実施の必要性を痛感してございます。

圃場整備を実施することによって、大型機械の導入を可能にし、コストも安くなります。また、農業の生産性を向上させ、耕作放棄される農地や無秩序な土地利用を防ぎ、農村の振興や景観の保全などにも貢献ができるものと考えてございます。

今日まで地域に出向き、実施の必要性を訴えてまいりましたが、大きな進展には至ってございません。今後におきましても、地域の中心となる区の代表者や耕作者に説明をする機会をつくり、圃場整備を推進してまいりたいと考えてございます。

それから、議員からの質問の中で、ブランド化、安心・安全というような部分のお話もございました。当然、この部分については、長期総合計画の基本計画にも載せてございます。非常に難しい問題ではございますが、進めはやっぱり進めていかないかと思っておりますので、今後もうこういった取り組みについては進めてまいりたいと考えてございます。

それから、中山間部に係るところについては、当然水田じゃなしに、永久作物等の果樹地帯でございます。非常に経営としては難しい、また開発もしにくいという状況の中で、今現在農業されてる方、頑張っていていただいておりますが、国の制度がうまく活用できないというジレンマもございます。こういった部分も総合的に今後考えていかなければなりません。基本的に私、大規模農業はいいのかなというような疑問持ってます。あくまでもきちっと農業をしていくには、家族が力を合わせた農家経営、それぞれの農家が頑張っていくというようなやり方で農業を進めていかなければならないと思っております。非常に難しい問題ではありますが、そうした部分についても地道な取り組みになるとは思いますが、市としても応援をしてみたいと考えてございます。

最後に、圃場整備につきましては、議員も農業委員会の会長でもございますので、お力添いをいただきますよう、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 圃場整備というところまでいくために、いろんなことを言ってきたんですが、圃場整備だけすりゃいいというわけではなくて、これ言うと農林部に怒られるんで、つけ加えておきますと、実にここ数年来、農林部はよくやってくれます。

よくやってくれてますというのを具体的に言いますと、利用権設定は和歌山でも一番多いとか、あるいは耕作放棄地のかい廃したとこの直すというお金が一番紀の川市が使って

くれてるんですよ。僕、そこの県の会長してるもんですから、国から基金として4億4,000万円ぐらい持ってたんですが、本当によく使わんです。これ。毎年1,000万円ぐらいしかよう使わん。毎年1億円ぐらいでも使えるのに、使わない。山の上のほうは使っても、どうせイノシシとか何かにやられるからしてもしゃあないよという形で、使わないんですよ。だから、もう返してんですよ。

だけど、そういう中にあっても、紀の川市は実によく使っていただけてますし、利用権設定もやっていただけてますし、ただこの中間管理機構というのは、初めのビジョンはよかったんですよ。はじめは、できるかでいろいろ会議してきたもんですから、耕作放棄地をまとめて中間管理機構はそれに圃場整備をして、本当に百姓したいやつに貸し出すんだと、こう言ってたんですよ。現実には、そんなん財政のこと一個も考えない、そんなこと言ったって、うまいこといくはずないんですよ。そしたら、後で貸したときの地代がべらぼうに高なるみたいなことがありますして、結局はうまくいかないだろうなつって、そういう形でそういうことをするのはほとんどないか、あるいは圃場整備されたところで、耕作放棄地になるとこをちょっとさわって面積を広くして、次の人に貸すというような程度ぐらいしかできないのかなと。

だから、貸し借り中心ですから、農地保有合理化事業とほとんど変わらないだろうと。だけど、今までどおりのことというのは、ずっとやっていざるを得ないけども、一つの突破口として、これも教育問題として突破口として圃場整備をどっかでやり始めるということは、やっぱりそうしないと紀の川の農業、どんなにきれいごとと言ったって、結局はうまくいかないと。もうきれいごとと言うて実現するのは、右肩上がりのときですから、これから財政的にも非常に厳しくなるような状況の中においては、その金をどんなにして有効に使うかということに力点を置いていかざるを得ないかなと。だけど、それについては、非常な期待を農林部にもしております。もちろん、協力もさせていただきます。

それから、もう一つ、非常に具体的な話なんですけど、これは市長にでもいいんですが、僕は圃場整備したところを一切売るなという意見は持ってません。だから、ど真ん中のいいところはそら農地として残してもらいたいと思うんですが、その周辺の不整形地なところで、集落に面しているようなことは、適化法8年外れたら売ってもいいんじゃないか。これは、農業委員会の法律の中でも認められてます。1種農地であっても、例外規定がいっぱいあって、その中の一つに、いろいろあるんですが、わかりやすう言うと、その農地が今まである既存の集落にひっついてるようなところは、例えばそれは圃場整備の中であっても、売ってもええやないかと、僕自身もそう思ってます。

紀の川市の発展を考えたら、農林予算で農地をつくったから一切売るなんて言ってるのと、これから圃場整備もできないだろうと、農業委員はそういう判断するんですが、農業委員会かける前に、農業振興委員会というのがありますして、そこで農用地を被農用地に除外せないかと、それ県にまた通さんなんですけど、そこが今のところは圃場整備したところは一切だめだと言ってるんで、それはもうやめよやないかと。いろいろな条件があるん

ですが、適化法外れて周辺の農地であり、道が面地に面しているようなところだったら、それはもうオーケー出さないと、そんなところも一切売れませんなんて言い方してると、じゃあもう圃場整備はやめたよという人があるから、そして適化法外れて、そんなところから徐々に建て始めたら中へ入っていきゃいいやないですかと、だんだん面してる面積をふやしていきゃいいやないですか。

ところが、変にこれしゃくし定規に考え過ぎるといえるか、圃場整備は農林予算使ってるから全部守っていかなくやならんと。こんな、大昔はほかのこれ名前出したら、神戸のはたの三田市なんて、会計監査入ったとき、農林予算使った宅地造成やって言われたんですよ。圃場整備をやって8年たったら、もうそこ家だらけになってんですな、あんなこと。だから、そういうことぐらいしていかないと、国とだましっこはできるところはしていかんと、しゃくし定規にそこは後生大事に守ってましょって、それで百姓が食っていけりゃいいですよ、食っていけりゃ問題ないですけど、食てもいけんところを後生大事に守ってましょっていったって、そんなもん誰も言うことなんか聞いてくれんのが事実ですから、もう一回、農業振興委員会の人にもお願いして、圃場整備したことは一切だめだと、いっぱいいい条件ってある、駅から何ぼ、役場から何ぼとか、学校からどのくらいあったら許可してもよろしいですよってなってるのに、それでもあきませんって言うてるから、どっこも売れないですよ。そんなことじゃ、もうちょっと弾力的に物を考えないと、僕らも農業の立場には立ってますけど、そういうことはもう売るといって、売るとこ、もしそういう条件にあてはまるならば、というような判断をしていかなくやしょうがないんやないかというふうに思ってますので、それについての答弁といえるか、これはもうもちろん農業振興委員会があるもので、そこにかねなくやいかんのですが、なるべく早い時間に次の委員会開く前にでもかけて、そういう具体的な方向といえるのを出していただければというふうに思います。これは、2回目ですかね。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） ただいまの再質問、圃場整備した農地の農振地域からの除外のことについて御質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきます。

平成21年6月に、「農業振興地域の整備に関する法律」、これがいわゆる農振法と呼ばれるものでございます。これが改正されまして、公布日より6カ月後から施行されてございます。また、農地法におきましても、同年同月に改正され、県におきましては、1年後の平成22年6月から施行されており、優良農地の確保と有効利用の現実等を含めた両法律の適切な運用管理が求められ、今進めをしておるところでございます。

農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供するために、農用地区域から除外するときは、農振法で定める五つの要件を満たさなければならないとされてございます。議員言われたとおりでございます。

しかしながら、その内容につきましてもは抽象的で曖昧であり、諮問機関である農業振興

地域整備促進協議会で、あらゆる角度からそれぞれのケースごとに結論を導き出していただいておるところでございます。

議員からの御質問であります圃場整備をした農地の農用地区域からの除外についてでございますが、圃場整備させた農地は明らかに営農条件がすぐれており、土地の合理的利用の観点及び農地の改良等の公共投資により得られる効用の確保から、たとえ工事完了後の翌年度から8年間経過していても、農用地以外のものにするには好ましくないとする。一方、当該市町村の人口、産業及び農業生産の動向や都市的土地利用の進展など、周辺の土地利用の状況から見て除外することがやむを得ないことに該当するような地域になれば、考えるべきであるということとなっております。こうした事例も含めまして、担当レベルで、いわゆる判断が難しいというケースが多くあります。

いずれにいたしましても、農協振興地域整備促進協議会で十分御協議をいただくということで、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 答弁、ありがとうございます。

最後に、市長なんですが、市長はもう十分圃場整備の重要性というのは認識されてると思いますし、ただ僕が先ほど1回目の質問のときにも言いましたように、この教育問題にしる農業問題にしても、意識というのは変えていかないと、ありのままにずっと従っていくと、今の世の中というのは金だけ、自分だけ、今だけよかったらええわという風潮ですから、これにさお差すというのは非常に難しいことだというのは十分認識してます。

だけど、それをやらない限り、紀の川市の農業は幾ら基幹産業といたって、それだけでもつもんではないんで、その辺を十分市役所の職員さんはもちろん、農業者自身も考えなきゃいかん問題があると思うんで、それを考えながらやっていきたいとは思ってますが、それに関しまして圃場整備なんて考えようによってはいろいろまだ可能性があるというか、皆さんも御存じのように、圃場整備した中で、その3割は農用地以外にはじめから指定できるんですよ。ただ、道路とか河川もその中に入りますから、丸々30%を売地として残すというわけにはいかないですけど、それを自分たちでいろいろな操作をして考えれば、そしてまたこんなこと農業委員会の会長やりながら言ったら悪いかもしれませんが、紀の川市に有利になるんだったら、法律は多少の拡大解釈もしても、違法性のあることはいかんけども、広くしたり狭くしたりはできるんですから、その程度のことはやってもいいんじゃないかというふうに思ってます。

市長に、最後に、圃場整備なり紀の川市の農業のためにそうするのがええんやないかというような決意を、同じような西山で圃場整備してきた仲間としてお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 農業の問題、紀の川市の基幹産業は農業であるということの中で、いつも合併当初から申し上げてまいりました。圃場整備等について。

これは、西川議員には、貴志川町当時から町長として、また農業委員会の会長として、連携を図りながら圃場整備を推進してきた当時のことを思えば、やってよかったなど、今思っております。これを合併した紀の川市に広めて、もちろん集約的な、自分の土地を集約できるこの機会に、国の制度があるときにやっておこなきゃ、こんな狭い1反、2反規模の圃場整備も、もうしてもらえなくなるのではないかと。悪く言えば、農業者は国の言いなりになってきた。水田の減反政策、また畑地においては、ミカンを切ってほかの果物を植えた場合に補助金はやらとか、休耕田の1反に幾ら出しますとか、いろいろ国の言いなりになってきた。これからは国の言いなりにならず、自分たちでやっぱり自分たちの土地を使い勝手のいい農地なり畑にしていく、そのことを頑張っていかなきゃならんと、そう思っております。

今、西川議員が言われたように、国の補助金をいただいて農地の整備をしたから、8年間たってもなかなか今は転用できないというふうなことで言われておりますけれども、今まで国の言いなりになってきたことを思えば、そんなこと国に従う必要もないところがあるのではないかなと、自身思っております。

そういうことで、紀の川市の発展に、また広く言えば、和歌山県のようなそういう海、山に囲まれた狭小な農地を保有するこの和歌山県、できる限り早く整備をし、そして効率のいい農業ができる、そして有効利用のできる土地にしとくべきであろうかと思っておりますので、今後とも農業委員会と一緒に、その紀の川市の農業問題、便利で効率のいい農業ができる、そういう紀の川市にしていけたらと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、地域のコミュニティ対策についてであります。

先ほどから言われております本市では、基幹産業である農業をはじめとした地域産業が盛んであったことから、地域のコミュニティが多く存在してきましたが、近年、人口が減り、少子高齢化が進む中、若者の他府県への流出が進み、過疎化が急激に進行しています。そのような中、本市としても早急な取り組みが必要になってきております。

自治区としても、共同体としての機能を維持するも困難となっている地域も出てきているのも現状ではないでしょうか。また、世代が移り変わるにつれて、地域のコミュニティの関心も薄れてきています。いま一度、市民一人一人が人と人とのつながりを大事にし、

ネットワークを広げていくことが必要ではないでしょうか。

過疎化と少子高齢化が進む中で、今、限界集落と言われる地域に該当する人、人口が約50%以上の65歳の高齢者が住まわれている地域が紀の川市内約240ある自治区のうち、23地区にも該当しております。また、それに近づいていくことする自治区も多く存在するのが実情です。

こうした時代の前にして、新しい生活、社会、産業のあり方に英知を集めて生み出すことが緊急の課題ではないでしょうか。多くの課題がある中で、3点について質問します。

まず、第1点ですが、中山間地における対応についてであります。

先ほど触れました限界集落のことですが、多くの地域は中山間農業地域と山間農業地域、いわゆる中山間地域に存在しております。この中山間地域に対する地域のコミュニティ対策や農業振興の具体的な取り組みについて。

第2点として、若者を引きつける地域づくりについてですが、市内で就労を目指す若者や地域で安心して出産、子育てができるような環境づくりについてのコミュニティについての取り組みについて。

第3点として、地域の事情に合った福祉の取り組みについてですが、今も言わせていただきましたが、240近くの自治区が存在しますが、各地域によっての取り組み方も多用多種になってきています。各自治区において、自主的にコミュニティ活動を活発に行っていただくための支援として、市民の協力によるボランティアや民間の団体が活動しやすい環境の整備についての取り組みについてです。

以上、3点質問しますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 上山和彦君。

○企画部長（上山和彦君）（登壇） それでは、中尾議員の御質問、地域コミュニティ対策についての、まず1点目、中山間地域における対応についてお答えいたします。

ただいま議員御指摘の「限界集落」でございますが、必ずしも明確な定義というものはありませんが、「65歳以上の高齢者が集落の半数を超え、独居老人世帯の増加により冠婚葬祭をはじめ、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」を指すのもので、議員お説のように、紀の川市でその条件に合う集落が幾つかございます。

紀の川市では、それらの地域を含む中山間地域におきまして、国や和歌山県の補助金、合併特例債、辺地債などを活用しながら、ハード・ソフトの両面から過疎地域の自立促進・振興・活性化を意図する事業を幅広く総合的に実施してまいりました。

具体的には、全地域実施できてはませんが、現状可能な限り、交通手段の確保のための地域巡回バスやコミュニティバスの運行、そのほかブロードバンドや携帯電話鉄塔などの情報通信基盤の整備、僻地医療の充実、土砂災害防止のための治山事業や急傾斜地崩壊防止事業の促進、また水道未普及地地域の解消などでございます。

しかし、こうした過疎対策にもかかわらず、人口減少がとどまらないばかりか、国内に

における市場経済の浸透や産業構造の転換等、社会経済の状況の変化によりまして、ますます過疎化が進展する結果となっております。

きょう、午前中、太田議員の質問の際にもお答えいたしました。平成22年度に「人口増加対策プラン」を策定し、現状から見えてくる課題のうち、特に過疎地域に活力を与えることや人口減少時代に対応する準備を整えることを取り組むべき施策として取り上げ、快適な住環境の整備、子育て世代の支援策と女性の社会進出基盤の確立、それに働く場所の確保に力を注いでまいりました。

今後も地域が持っている自然環境や文化的・歴史的資産を積極的に活用し、新たな住まいとして志向する人々への積極的なPRを図るとともに、地域に残って次世代を担おうとする若者にチャンスと希望を与え、将来にわたってその地域の住み、子どもを育てることの不安を取り除くような施策を推進していかなければならないと考えてございます。

次に、2番目の若者を引きつける地域づくりについてでございます。

若者、特に子育て世代の定住者がふえることによって、地域コミュニティは確実に活性化するものと考えてございます。長期総合計画に五つの基本施策を定め、さまざまな事業を展開しているところでございますが、若い方が住み続けたい、また紀の川市に住んでみたいとっていただく有効な手法の一つとして、紀の川市が子育てのしやすい環境であること、他の市町村と比べ、重点的に若者定住施策を推進していることを市内外にアピールすることになります。

紀の川市では、再編も含めた保育環境の充実をはじめ、学校においては平成27年度に全ての小・中学校の耐震化を完了させ、子どもたちが安心して学ぶことのできる教育環境の整備を図るとともに、市内10カ所で学童保育を実施し、働く世代が安心して就業できる環境の充実を図っているところでございます。そのほか、小学校卒業までの子ども医療費無料化に加え、今年度から新たに中学生入院医療費助成事業を実施するなど、独自の福祉充実策を展開しております。

また、総合的なスポーツレクリエーションの拠点施設として、打田スポーツ公園の整備や青州の里公園内に大型遊具を設置するなど、子育て世代に魅力のあるまちづくりを推進しているところでございます。

次に、3点目の地域の事情に合った福祉の取り組みについてでございます。

紀の川市では、緊急通報体制の整備や要援護者リストの作成など、高齢者への各種支援事業を実施してございますが、地域で多数を占める高齢者や独居老人の介護やケアにつきましては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、計画的な取り組みを進めてまいりますが、最も大切なのは、「地域見守り隊」のような高齢者とのコミュニケーションを円滑にすることです。社会福祉協議会や民生児童委員との連携、さらにはボランティアや民間団体が活動しやすい条件を整備することが急務であると考えてございます。

また、特に人口減少と高齢化が進む集落については、集落の状況を把握した上で、状況

に応じた日常生活支援型の行政支援のあり方が今後必要になってくると考えられます。さきに申し上げた集落の維持に関係する施策と合わせて取り組んでまいりたいと考えてございます。

加えて、行政やボランティアのみの取り組みでは、おのずと限界がございますので、既に地域で実践されているさまざまな取り組みなどを他の地域へ紹介するなど、「協働」により、地域に合った取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） ただいまのお答えの中で、3番目のことで、福祉の取り組みということでございますが、要介護者リスト、また行政ボランティアの取り組みとか、社会福祉協議会や民生児童委員との連携ということに重点を置いていただくような施策を進めていくというふうに解釈しました。

この中で、安心して暮らせるまちづくりを目指すような行政にするサービスだけでなく、地域の人たちがお互いに支え合い、助け合うこと大事かと思えます。また、市のほうからとして、防災ボランティア活動補助金、自主防災組織育成事業補助金、社会福祉協議会活動支援事業、社協の補助金、社会福祉団体助成事業ボランティア連絡協議会等による補助金というふうな感じで、行政のほうもかなり力を入れてもらっておりますが、その連帯としてでのことですが、近年多発しております巨大台風やゲリラ豪雨、また近い将来発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震などの大規模災害の発生時には、この要介護者リストが大変役に立つと思えますが、中山間地域や限界集落、あるいは市の行政の手の届かない地域において、災害時要介護者に対して十分な取り組みができるかと思えます。限界集落、あるいは中山間において、足腰の弱い体力のなくなった自治区があると思えます。そこまでどうして行政が手を差し伸べられるのかということでございます。

その中で、自主防災組織育成事業というのがございますが、そういう自治区の中においてそういう組織的なことができているのか、あるいは誰がそれを自主防災組織をつくって見守っていくのかというふうなこともかねがね自治区ではもうできないのかと思えます。そういうところに手を差し伸べていくのが、行政のあり方ではないでしょうか。十分な取り組みができれば、また防災・減災の向上を図っていけると思えます。

その取り組みに対して質問いたしますので、お答え、お願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 中尾議員の再質問に対しまして、福祉部関係での関係について、答弁させていただきたいと思えます。

まず、災害時の要介護者リストの活用の件についての御質問もあったかと思えますので、それもあわせて答弁させていただきたいなと思えます。

災害対策基本法の改正によりまして、この4月より本人の意思及び同意の有無にかかわ

らず災害時の避難支援の対象となる要援護者の名簿を市町村が独自に作成することと義務づけられているところがございます。

市では、有事のために平常時から対応として見守りの強化のため、149事業所との見守りの協定や、また要援護者リストから地デジ情報システムを活用し、所在地や個別の避難計画を作成し、関係機関と情報共有しているところがございます。

災害時の対応ができるかという御質問ですが、特に山間部の対応かと思うんですけども、確かに議員が御心配しておりますように、高齢者世帯の地区の対応は、議員が心配してまずように、高齢者だけでは助けたくても助けられないということもあるかと思えます。そのためにも、日ごろからの地域づくりの中での協力体制の確立と行政の連携が不可欠であると思えますので、平常時より有事のためのソフト面の整備、これはもう欠かさない、欠かしてはいけないと、そのように感じている中で、そのソフト面の整備を含めた中の迅速な対応の強化を行政としては努めていかないけないと、そのように感じております。

それと、ボランティアの団体の件も触れておりましたが、基本的にこういう災害時の福祉ボランティアというのを十分な、大きな存在になってくるかと思えます。現在、ボランティアの育成につきましては、社会福祉協議会のほうでボランティアセンターの設置がされております。

そういうことで、市としましても社会福祉協議会との連携を強化しまして、そういうボランティアの育成、助成を今後も努めていく中で、災害・有事の対応に努めていきたいと思えますので、御理解よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今、保健福祉部長が言われた中で、社会福祉協議会という名前が出てきましたが、大変私も社会福祉協議会でお世話になった身でございます。そしてまた、災害ボランティア等にも参加させていただいております。その中で、どういうふうな感じの取り決めがあるものか。

また、うちの市長が、社会福祉協議会の会長もしてくれておりますので、その辺、社協と行政のつながりについて、単に連携をとってするとかというのと違って、指導していく立場にある、また職員も派遣させておる中で、補助事業として1億4,500万円ですか、年間、ことしの事業の中で出しておる中で、この紀の川市としての連携・連帯というふうなことについて、お答え願ひたいと思えます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会と行政の役割ということだと思んですけども、基本的に行政と社協が一体化なった中で動いている法人との関係があるかと思えます。ただ、行政でわからない

点、それを社協のほうでお願いしている事業等が多々ございます。ただし、全て行政で、社会福祉協議会にお任せするんじゃないしに、行政でできること、社会福祉協議会でできることについては、やはりそういう決め事というのは当然必要になってくるかと思います。

その上で、紀の川市としても補助金を出している以上は、その監査とかそういうのは着実にきちんとやっていかなきゃいけない、これは重々承知した中でございますが、その上でございますが、社会福祉協議会においても、その機能強化、いわゆる先ほども説明させていただいたとおり、ボランティアセンターの設置も行われている中で、そういう設置をした以上は、住民に役に立つような施設整備をやっていかなければいけない。それから、住民に対する福祉の充実も含めた中でやっていただかないといけない。そのための育成については、行政はほっとくわけにはいかない点もありますので、その点も含めまして、行政とのかかわりは今後とも強固なものになっていかなければいけないと、そのように感じているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

なお、議案精査のため、あしたは休会とし、13日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時27分）